

大阪市

大阪市強靭化地域計画 ver.2.0

令和3年9月

目 次

第1章 基本的な考え方

| | |
|--------------|---|
| 1. 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 基本的な方針 | 2 |
| 4. 強靭化に取組む意義 | 4 |

第2章 大阪市の特性

| | |
|------------|----|
| 1. 市域の概況 | 5 |
| 2. 災害想定 | 12 |
| 3. 被害想定 | 14 |
| 4. 過去の災害履歴 | 19 |

第3章 脆弱性の分析・評価

| | |
|--|----|
| 1. 評価の枠組み及び手順 | 22 |
| 1－1. 事前に備えるべき目標の設定 [STEP1]* | 22 |
| 1－2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び 強靭化施策分野の設定 [STEP2]* | 22 |
| 2. 脆弱性の分析・評価 [STEP3]* | 24 |
| 2－1. 脆弱性の評価結果 | 25 |

第4章 対応方策の検討・重点化

| | |
|----------------------|-----|
| 1. 対応方策の検討 [STEP4]* | 48 |
| 1－1. 事前に備えるべき目標 | 49 |
| 1－2. 施策分野 | 121 |
| 2. 対応方策の重点化 [STEP5]* | 125 |

第5章 計画推進の方策

| | |
|---------------------|-----|
| 1. P D C Aサイクルによる推進 | 126 |
| 2. 推進体制 | 126 |

用語集

* 「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第7版）（令和2年6月）」の「基本的な進め方」にある「STEP1」～「STEP5」のプロセスを意味するものである。

第1章 基本的な考え方

1. 計画の策定趣旨

- ・国では、これまで、大規模な自然災害による被害を受けるたびに、様々な防災・減災対策を実施するとともに、長期間にわたる復旧・復興を図る「事後対策」を繰り返してきていることを踏まえ、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復するための備えを、国づくり、地域づくりとして平時から行う事が重要であるとの考えのもと、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)を平成25年12月に制定し、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を平成26年6月に策定し、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「ナショナル・レジリエンス」(国土強靱化)に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくこととしている。
- ・また基本法では、国との適切な役割分担を踏まえて、区域内における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとして、地方公共団体に、国土強靱化地域計画(以下「地域計画」)の策定を求めている。
- ・地方公共団体が策定する地域計画は、国土強靱化の観点から各種計画等について必要な見直しを行い、各種施策を具体化し、区域内の国土強靱化を推進するものであり、「地域の経済成長」に資するものとしても極めて重要であるとしている。
- ・大阪市では、東日本大震災の教訓と、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、「大阪市地域防災計画」を修正(平成26年10月)し、同計画に基づく防災・減災対策の着実な進捗を図るため、大阪市防災・減災条例を制定(平成27年2月1日施行)するとともに、平成27年9月に「大阪市地域防災アクションプラン」(以下「地域防災AP」という。令和2年6月版が現行計画。)を策定し、様々な防災・減災施策(アクション)を進めている。
- ・大阪市強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、基本法の趣旨を踏まえ、これまでの取組の位置づけを明確にし、自然災害(地震(地震による大規模火災含む)・津波、風水害(豪雨による内水氾濫・河川氾濫、台風、高潮)) (以下「自然災害」という。)が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靱な大阪市」を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめた。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条（国土強靭化地域計画）に基づく計画として策定するものであり、次の基本的な方針に示すように、地域防災APを柱として策定するが、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した地域の強靭化に資する新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図ることとする。

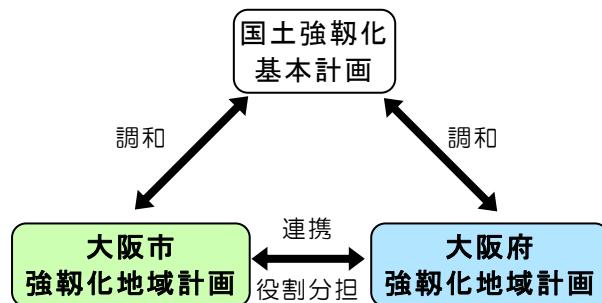


図 国・大阪府の強靭化計画との関連

3. 基本的な方針

- 国的基本計画を踏まえ、「大阪府強靭化地域計画」との連携・役割分担を図りながら、本市の地域特性を踏まえて策定する。
- 地域防災APを柱として、脆弱性の分析・評価に基づき必要と判断される地域防災AP以外の強靭化に資する施策を加えた事項を主要な部分とし、実効性確保のための国の支援策（交付金・補助金等）も受けながら推進する。
- 国が推奨する強靭化の基本的な進め方により、「大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、しなやかに回復」ができるかの視点で、本市の被害想定を踏まえながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・施策分野の設定、脆弱性の分析・評価等を行う。

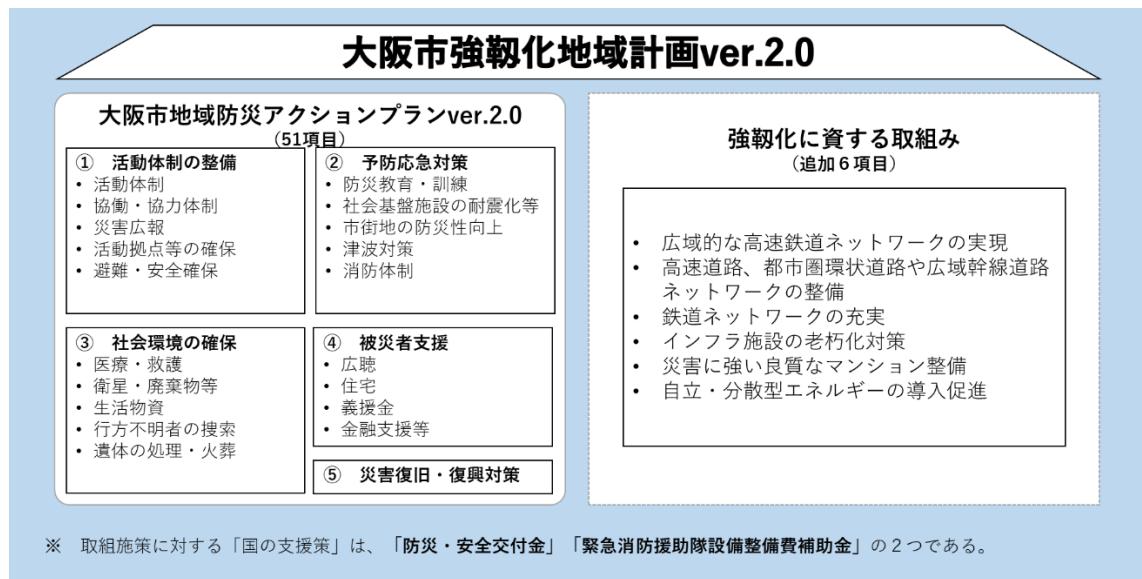


図 大阪市強靭化地域計画のイメージ

(1) 目標

- 本市が目指すべき「強さ」と「しなやかさ」を併せた姿の実現が、自然災害によって頓挫しないようにするために、強靭化を推進する上での目標を定める。
- 目標は、国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」とする。

[基本目標]

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興を基本目標とする

[事前に備えるべき目標]

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(2) 対象とする災害

- 基本法の趣旨を踏まえ、まずは自然災害を対象とし、これらの災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靭な大阪市」の構築を推進するための国土強靭化地域計画とする。

(3) 計画期間

- 本計画は、大阪府強靭化地域計画と連携し、地域防災APを柱として策定することから、地域防災APの取組期間（令和6年度）までを計画期間とする。
- なお、計画の位置付けにあるように、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図ることとする。

4. 強靭化に取組む意義

- 本市ではこれまで、大阪府とともに大阪を新たな成長軌道に乗せるため、概ね2020年を目処に成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期の具体的な取組方向を明らかにする『大阪の成長戦略』を策定し、推進してきた。
- 『大阪の成長戦略』では、「日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する」ために、「ハイエンド都市」、「中継都市」という目指すべき都市像を設定するとともに、これらを実現していくための基盤として、南海トラフ巨大地震等の自然災害への対応など、安全・安心を確保するため、防災・減災対策に取り組んできた。
- このような中、2020年に世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市においてもインバウンドの消失や雇用環境の悪化など経済や市民生活が甚大な影響を受けるとともに、「新しい生活様式」やDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速など社会システムの変革をもたらす新たな潮流が生じた。こうした背景のもと、2020年に、『大阪の成長戦略』のもと府市が一体となって取り組んできた成果を土台に、経済や市民生活へのダメージを最小限に抑え、さらにはコロナ終息を見据え大阪の再生・成長に向け取り組むべき方向性を明らかにする『大阪の再生・成長に向けた新戦略』を府市共同で策定した。
- 新戦略では、大阪経済の再生を確たるものとし、さらなる成長につなげ2025年大阪・関西万博の成功、SDGsの達成、ひいては世界に存在感を発揮する「副首都・大阪」を確立・発展させていくため、5つの重点分野を中心とした「経済成長面での取組み」に加え、働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高い「くらし」の実現を図るとともに、これら経済・くらしを支えるために、ポストコロナにおける新たな感染症への対応も含めた「安全・安心」の基盤整備に取り組んでいくこととしている。
- 本計画は、国土強靭化の観点から各種計画等について必要な見直しを行い、各種の防災・減災施策を具体化し、大阪の強靭化を推進するものであり、「大阪の再生・成長」に資するものとして極めて重要である。

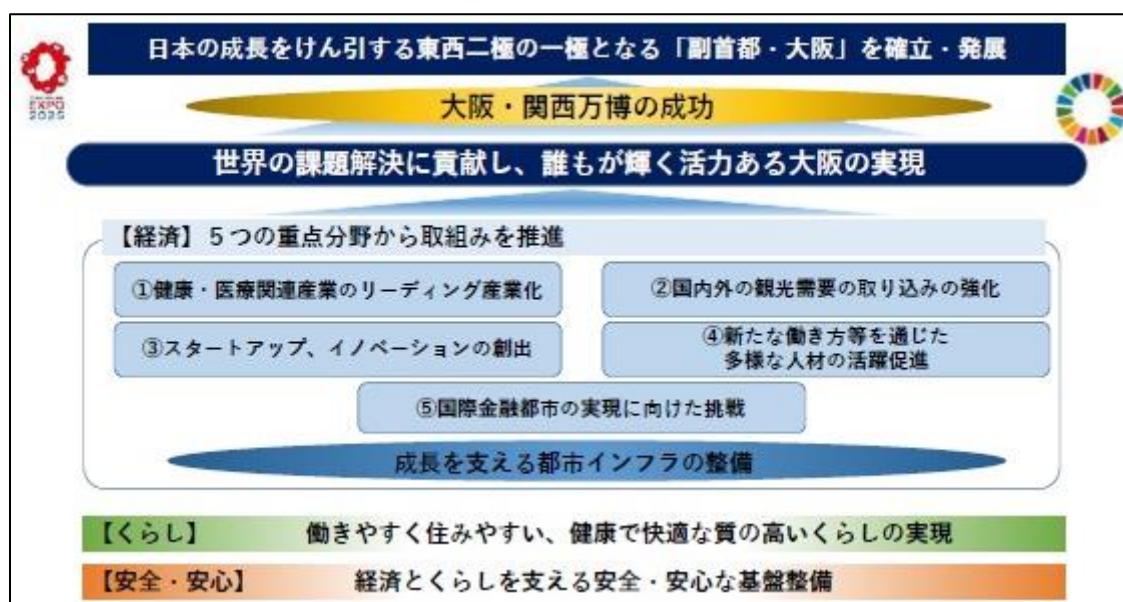


図 ポストコロナに向けて大阪がめざす姿
(大阪の再生・成長に向けた新戦略(令和2年12月版) 大阪府・大阪市 より)

第2章 大阪市の特性

1. 市域の概況

(1) 地勢

- 本市は、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は225.32km²である。
- 西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。
- 本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北9km、東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。
- 本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。一方、本市の南端側を流れる大和川は、奈良盆地より生駒山系と葛城山系の間を抜けて、柏原市で南河内を流れてきた石川と合流してまっすぐ西へ大阪湾に流れ込んでいる。
- 大阪平野は、淀川などの土砂がたい積してきた低地のため、上町台地などを除いて、市域の約90%が降った雨水をポンプで川や海に排水しなければならない、雨に弱い地形となっており、昔から度々、内水や高潮・河川氾濫等の水害に悩まされている。

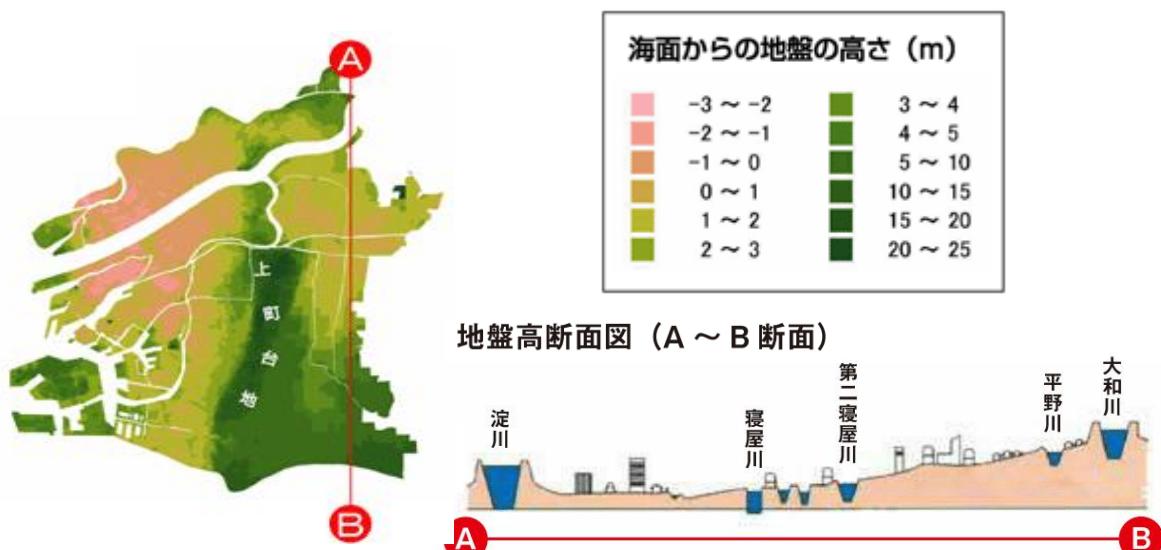


図 海面からの地盤高さと断面
(大阪市「市民防災マニュアル」(令和2年8月) より)

(2) 市街地の特性

- 本市には、中高層建築物が多いとともに、市内には老朽化した木造住宅がなお多く存在しており、それらの多くがJR大阪環状線外周部の戦災による焼失を免れた地域を中心に分布し、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地が形成されている。

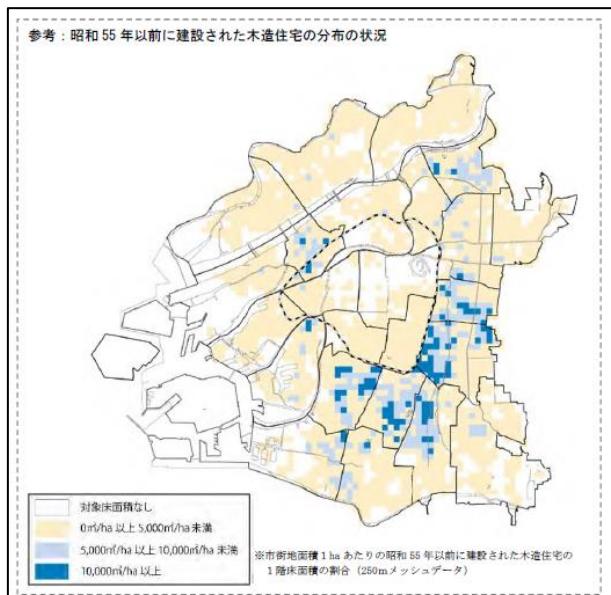


図 昭和 55 年以前に建築された木造住宅の分布状況
(大阪市密集住宅市街地整備プログラム（令和 3 年 3 月）より)

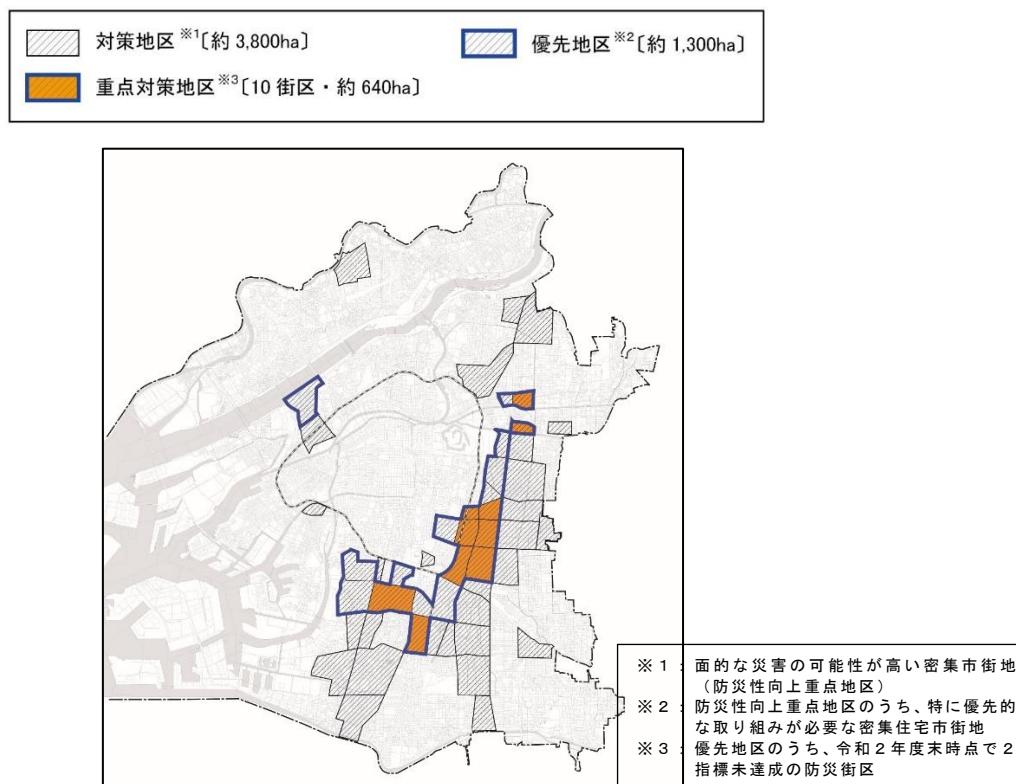


図 密集住宅市街地整備の対象地域
(大阪市密集住宅市街地整備プログラム（令和 3 年 3 月）より)

(3) 都市圏域

- 本市は、関西圏域の中心都市として広範囲の区域に貢献する大都市としての役割を担っており、鉄道網の充実とともに大阪市への通勤圏域は広がりを見せている。

通勤率=大阪市への通勤者数／各市町村の常住就業者数
 (資料)平成17年国勢調査

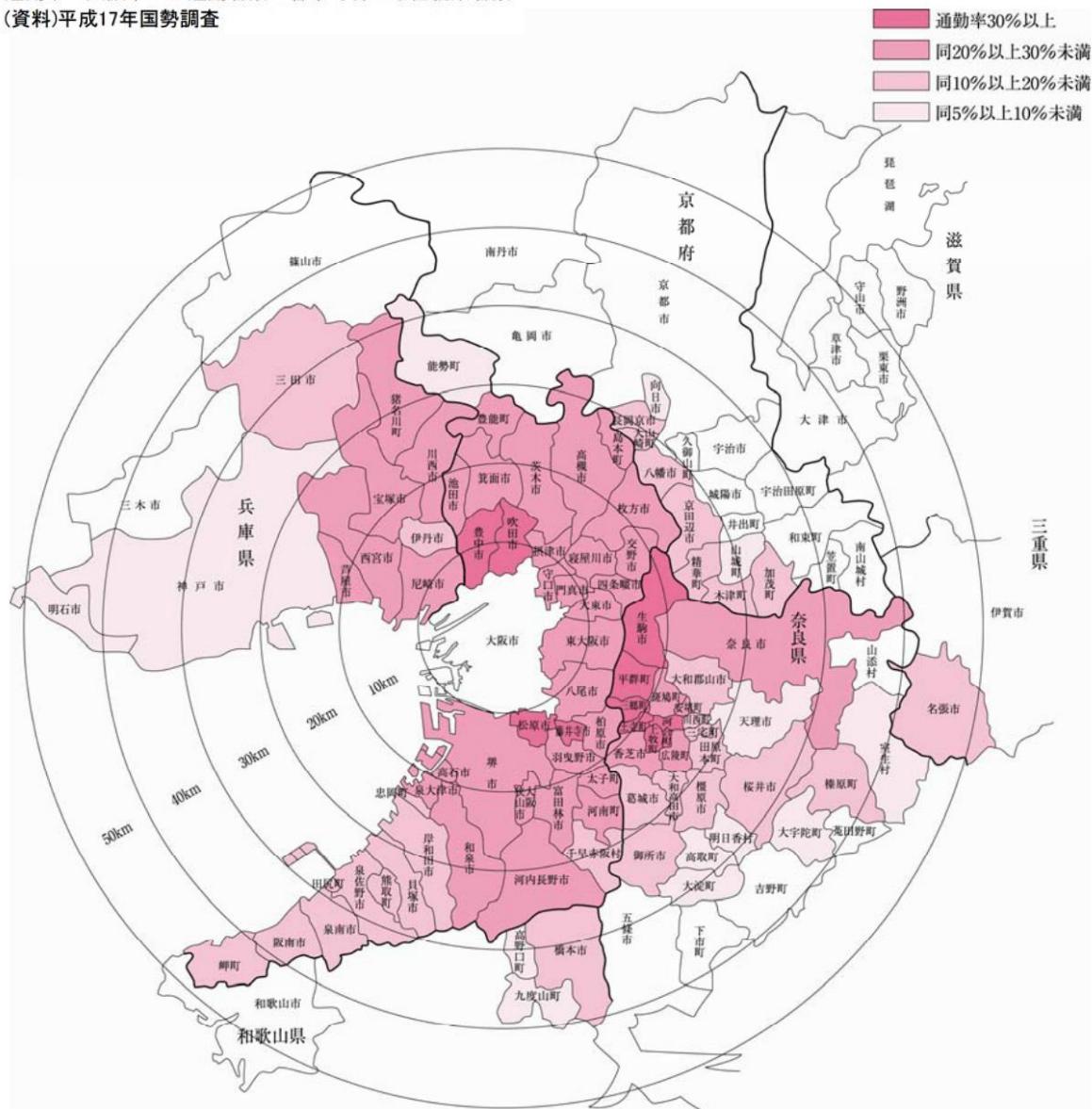


図 大阪市への通勤率
 (「大阪市財政の現状」について(平成24年9月)より)

(4) 人口

- 人口動態としては、昼間に大阪市内へ周辺地域からの流入する人口が多く、特に市中心部に集中しており、中央区では昼夜間での人口比が5倍を超えるなど、昼間における人口密度が非常に高い地域がある。

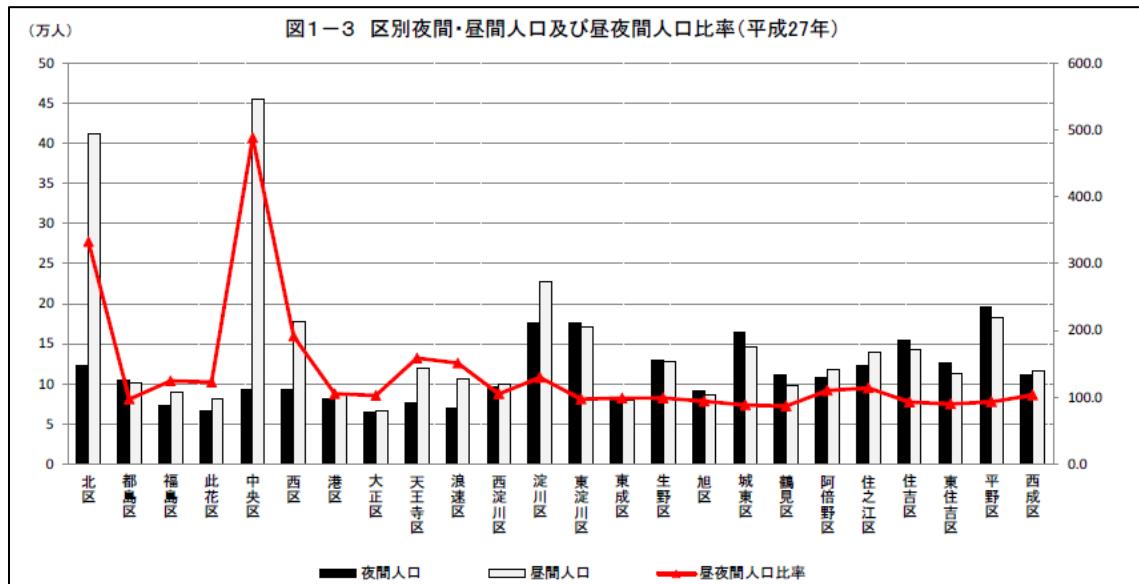


図 区別夜間・昼間人口及び昼夜間人口比率（平成 27 年）
(平成 27 年国勢調査<大阪市の昼間人口> (平成 29 年 8 月 都市計画局) より)

表 大阪市の昼夜間人口

| | |
|-------------|---|
| 夜間人口 | 約 269.1 万人 |
| 昼間人口 | 約 354.3 万人 |
| 流入人口 | 約 109.2 万人 |
| 昼夜間 人口比率 | 131.7 (北区 332.5、中央区 488.4、西区 191.3) (城東区 88.1、鶴見区 86.9) |

(参考)東京都区部 129.8

(平成 27 年国勢調査<大阪市の昼間人口>(平成 29 年 8 月 都市計画局)より)

- 全国政令指定都市の中で横浜市に次いで 2 番目に入り人口が多く、人口密度でいえば 1 位である。
- また、人口の動向としては、全国や大阪府では、増加の割合は変化するものの、1950 年以降一貫して増加を続けていたが、本市の場合は、1965 年ごろをピークに人口が減少し、2005 年から再び増加するという推移をたどっている。

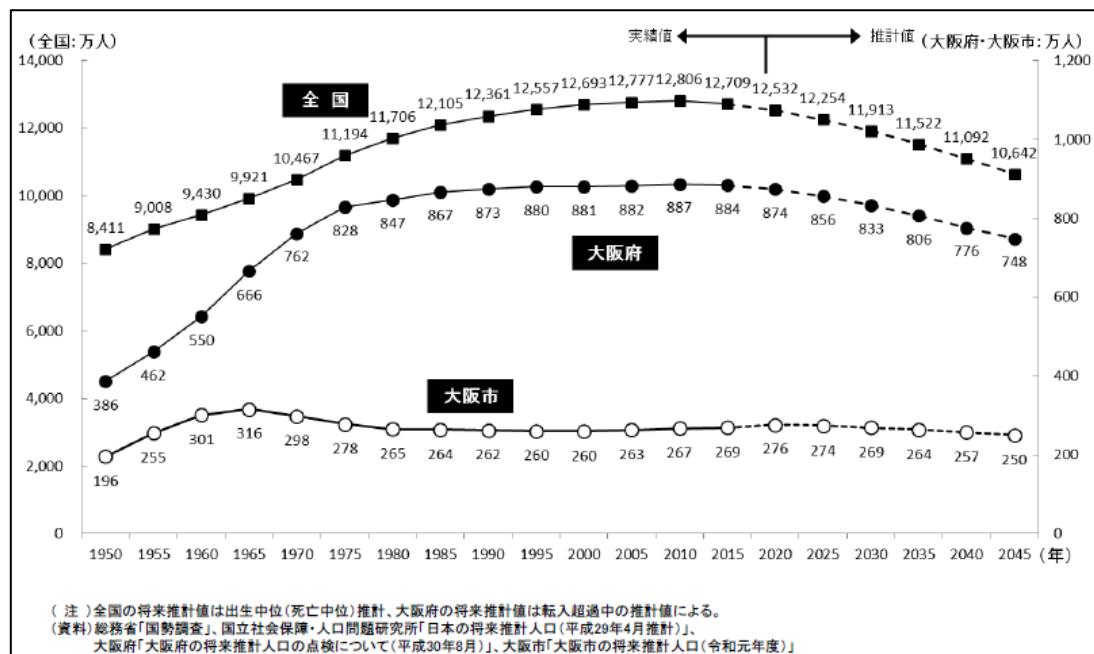
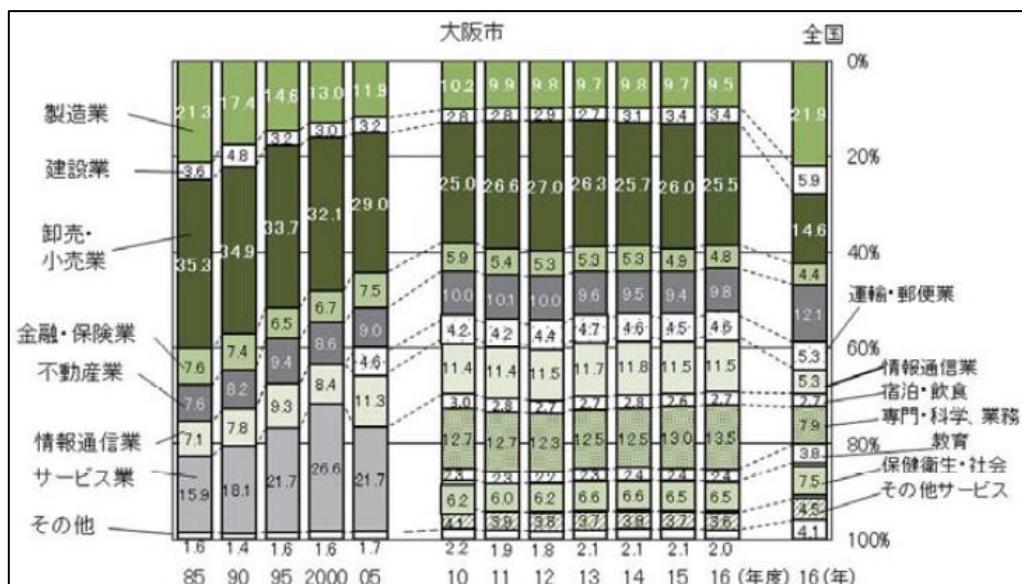


図 人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）
(大阪市人口ビジョン(令和2年3月)より)

(5) 産業

- 本市は、全国と比べて、卸売・小売業や情報通信業のシェアが大きく、製造業のシェアが小さい。
- 昼間就業者数の割合が最も高い産業は「卸売・小売業」である。
- また、製造業、卸売・小売業のシェアは減少基調に歯止めがかかりつつあり、サービス業や情報通信業はシェアが拡大している。



(大阪市・全国の推移)



(都市間比較)

図 域内総生産(名目)の産業別構成比
(大阪の経済 2020 年版(大阪市経済戦略局)より)

(6) 公共施設

- 本市では、高度成長期を中心に、多種多様な公共施設の整備を進め、膨大な量の施設を保有しているが、施設の老朽化が進み、今後多くの施設が更新時期を迎える、施設の維持管理や更新・建替えに要する費用が増大することが想定される。
- 将来の人口推移や厳しい財政状況などを見据え、中長期的な視点に立って施設全般の維持管理をより計画的に進め、財政負担の軽減・平準化、施設の安全確保・機能維持が必要である。

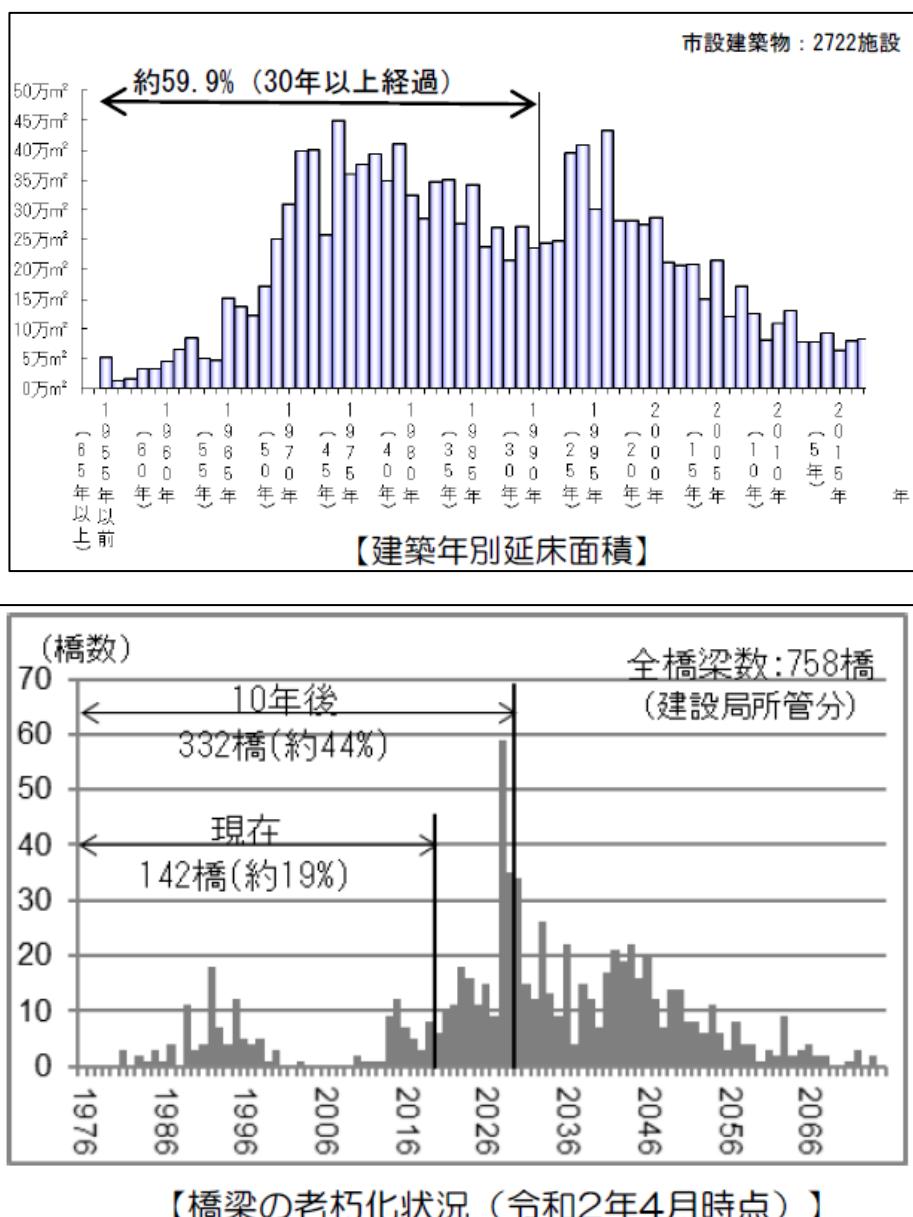
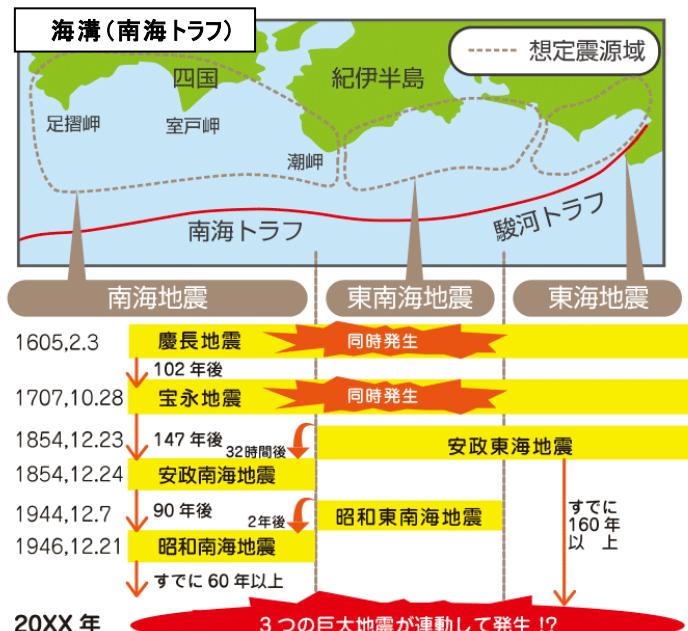


図 老朽化の現状
(大阪市公共施設マネジメント基本方針(令和3年2月一部改訂)より)

2. 災害想定

(1) 震災

- 本市には、大きな地震被害をもたらすと考えられる断層があり、「上町断層帯」「生駒断層帯」「有馬高槻断層帯」「中央構造線断層帯」を内陸活断層による地震として想定している。
- また、海溝型の地震としては、「南海トラフ」による地震を想定している。



東南海・南海地震は、100年から150年の周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しており、今世紀の前半にも発生するといわれています。



上町断層帯地震は、陸域で発生するタイプの地震で、マグニチュード7クラスに達することもあります。上町断層帯は、豊中市から大阪市域の中心部を通り岸和田市にまで至る長さ約42kmの活断層です。他にも上図のような活断層が知られています。

図 想定する海溝型（南海トラフ）と内陸断層帯
(大阪市「市民防災マニュアル」(令和2年8月)より)

(2) 風水害

- 本市は、海、河川に囲まれていることから、津波や豪雨による浸水による水害を想定している。
- 避難情報発令の対象となっている河川は、「淀川」「神崎川」「天竺川」「高川」「安威川」「寝屋川水系」「大和川」「東除川」「西除川」「石川」があり、また上町台地以外は低く平坦な地盤がひろがっていることから、広い範囲での浸水が想定される。

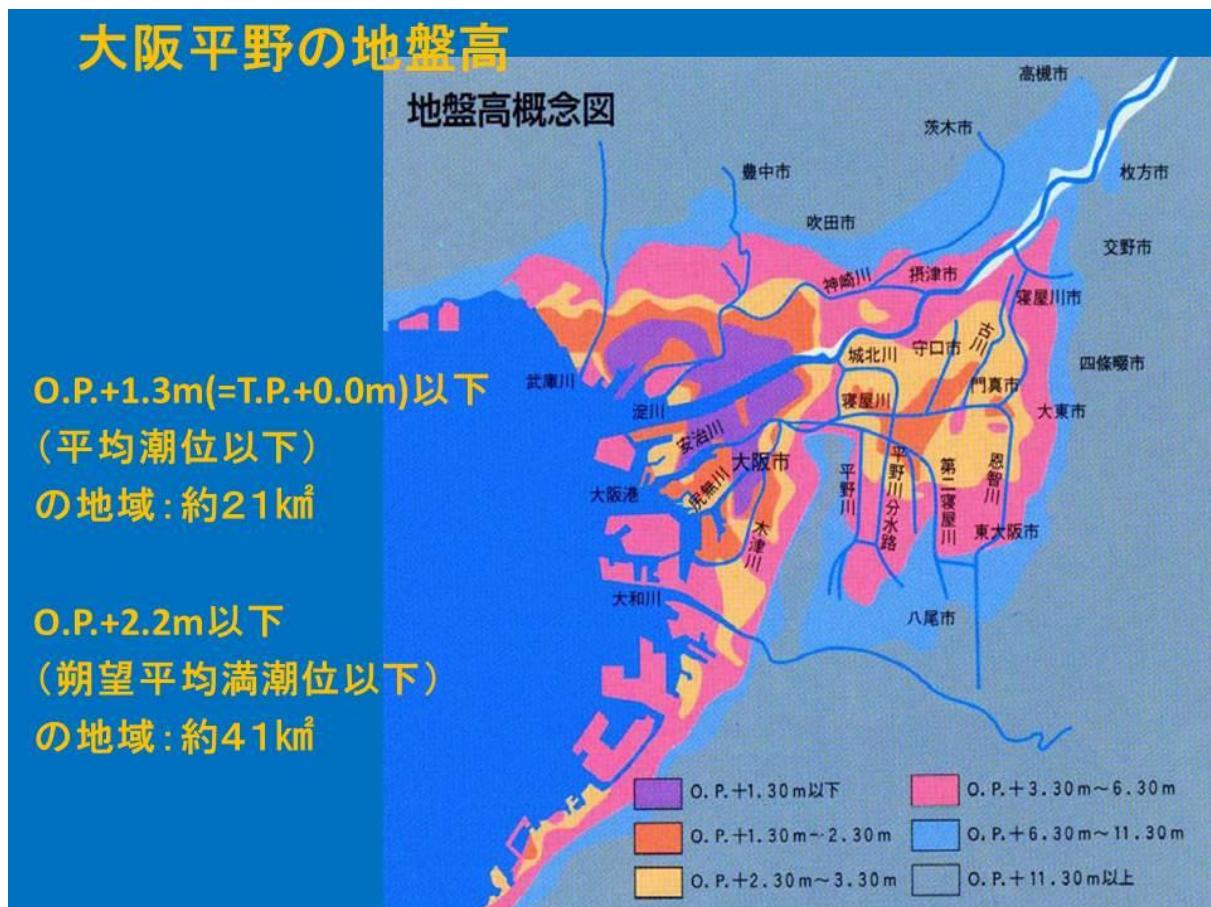


図 大阪平野の地盤高
(大阪府津波高潮ステーションホームページより)
<<http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/tsuna-symbol.html>>

3. 被害想定

(1) 上町断層帯地震

- 上町断層帯地震では、死者数約 8,500 人、全壊建物約 16.7 万棟、避難所生活者数約 34 万人、帰宅困難者数約 90 万人が想定されている。

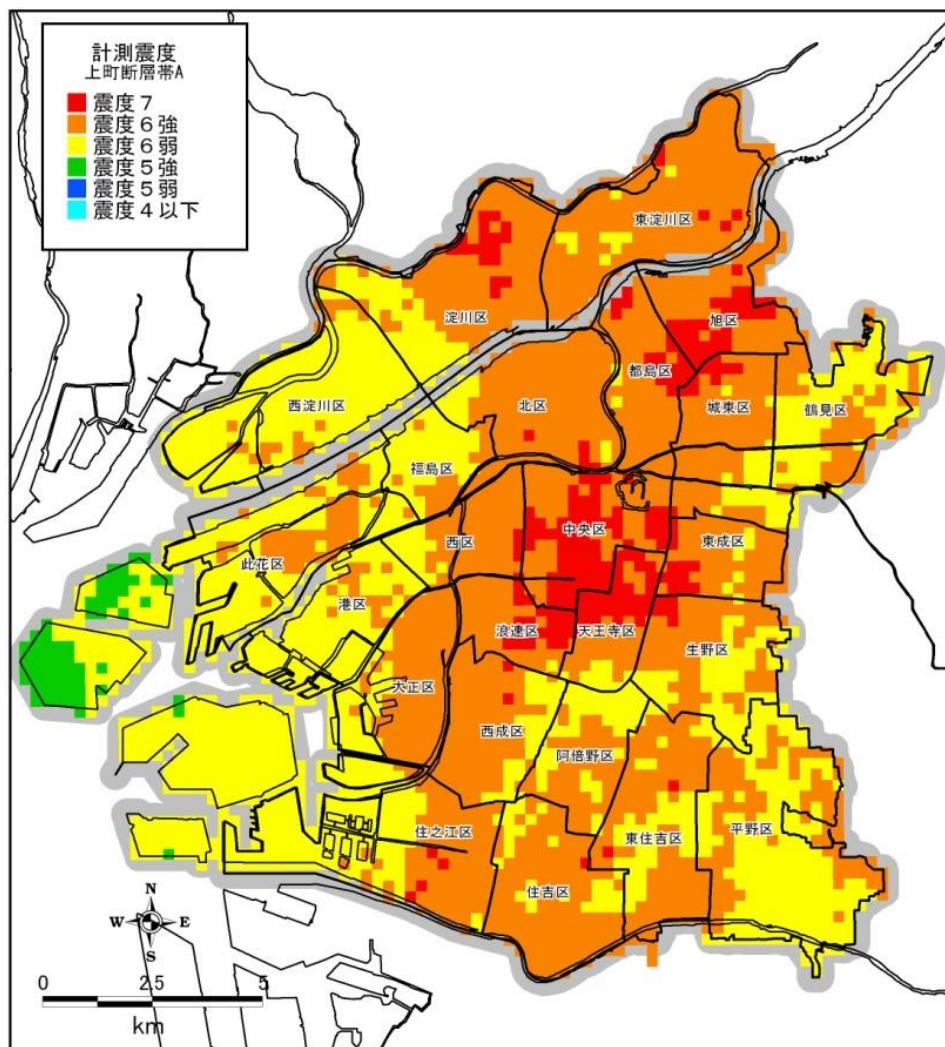


図 地震動予測図（上町断層帯）
(大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）
報告書（平成 19 年 3 月）より)

(2) 南海トラフ巨大地震

- 南海トラフ巨大地震では、死者数約 12.0 万人（うち津波によるもの約 11.9 万人）（満潮時に地震で堤防が沈下し津波到達前の浸水によるもの最大約 1.9 万人）、避難所生活者数約 82 万人、建物全壊数約 7.9 万棟、帰宅困難者数約 87 万人が想定されている。

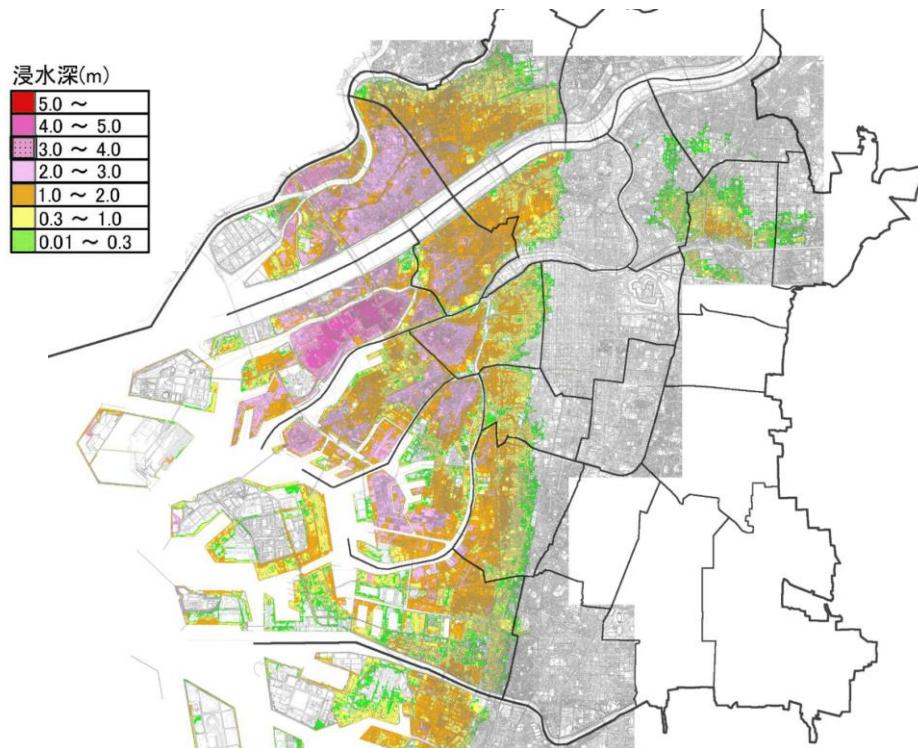


図 南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合の浸水想定区域
(平成 25 年 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会より)

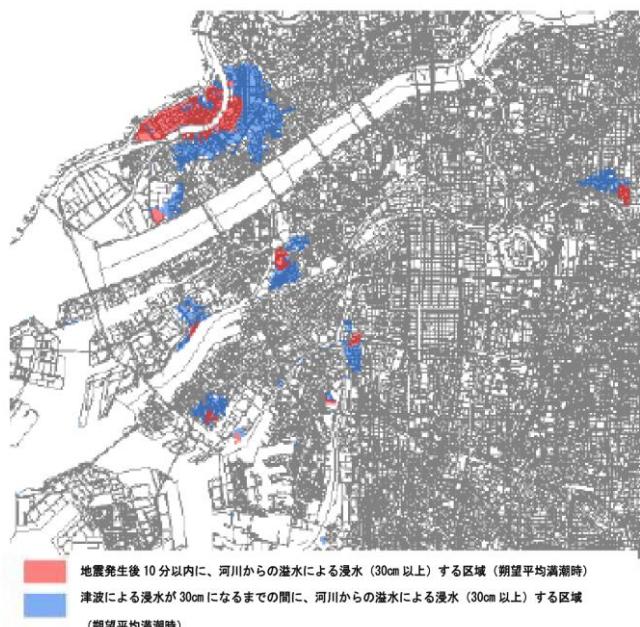


図 津波が到達するまでに防潮堤の沈下等により浸水する想定区域
(平成 25 年 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会より)

(3) 水害

- ・本市における河川氾濫として、淀川、神崎川、天竺川、高川、安威川、寝屋川水系、大和川、東除川、西除川、石川が想定されている。
 - ・また、降雨が下水道などから排水することができず、その場にたまることなどによって発生する浸水（内水氾濫）についても想定している。

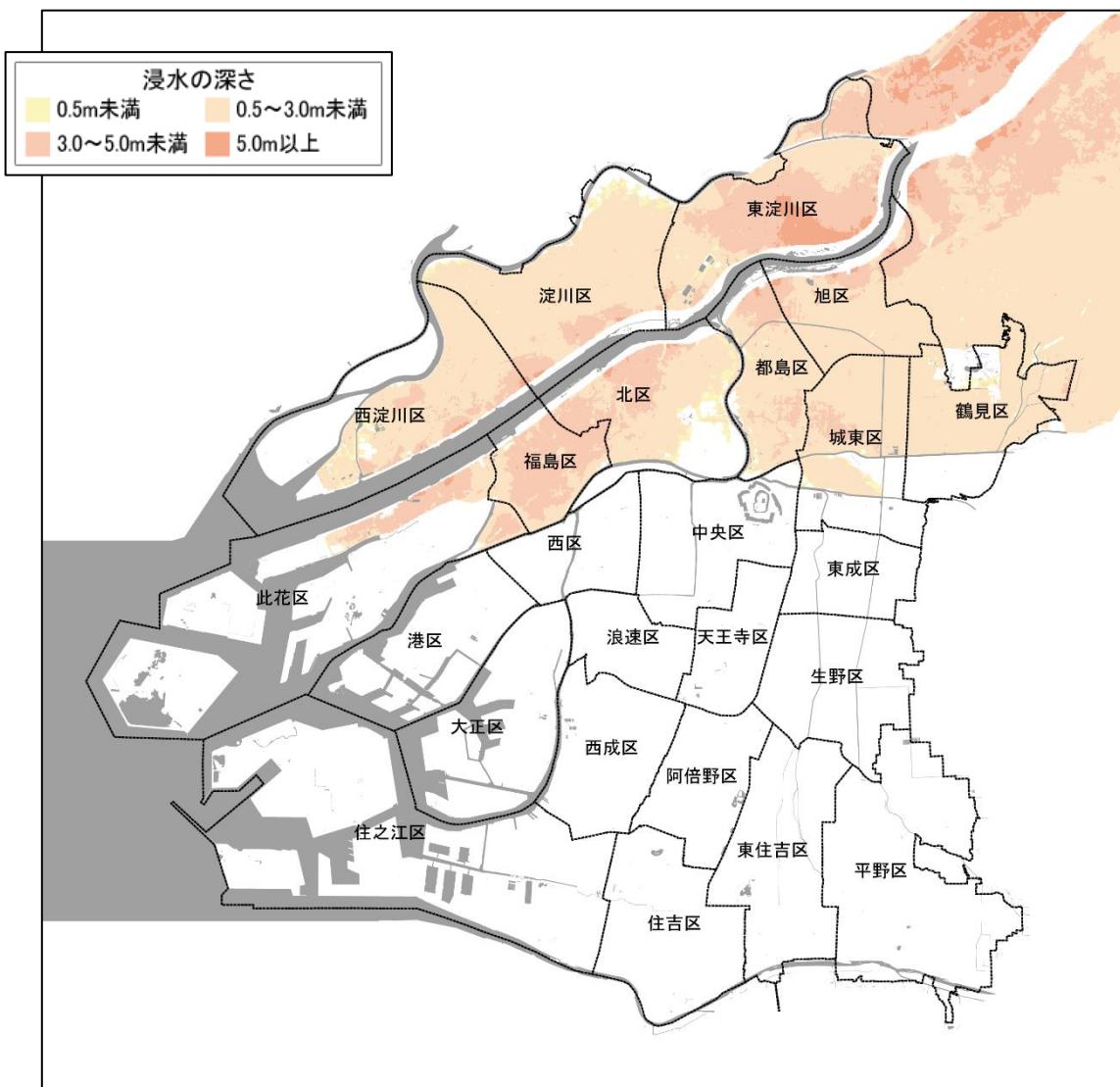


図 淀川が氾濫した場合

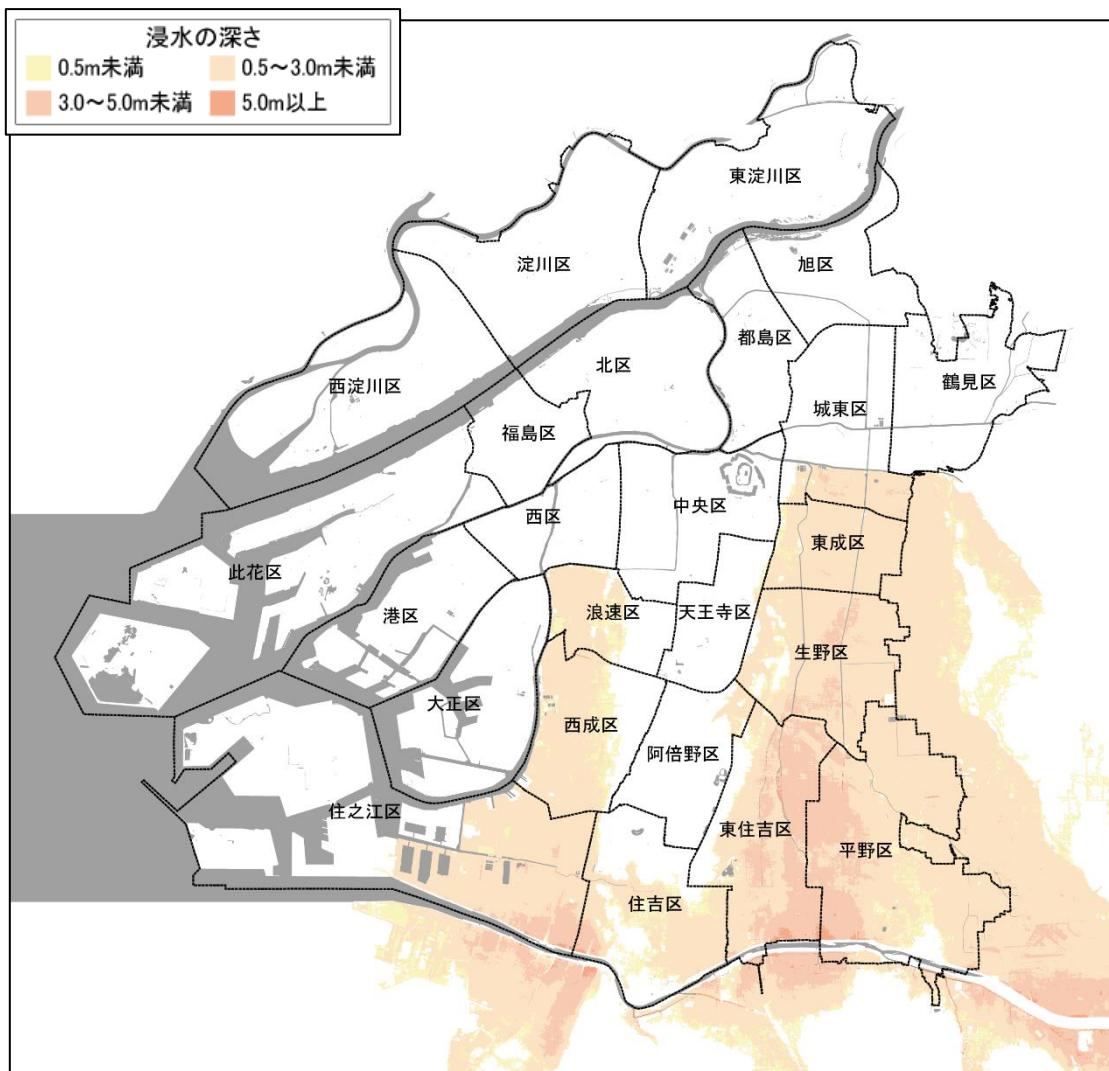


図 大和川・東除川・西除川・石川が氾濫した場合

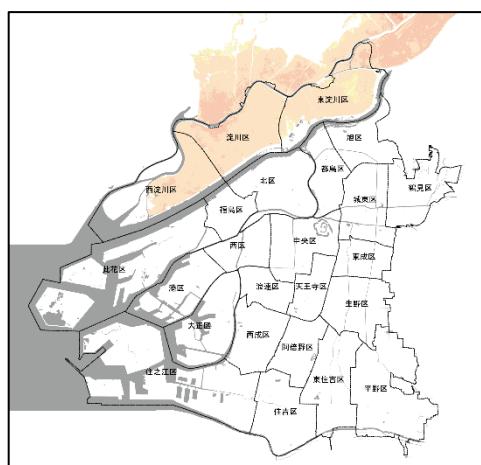


図 神崎川・天竺川・高川・安威川
が氾濫した場合

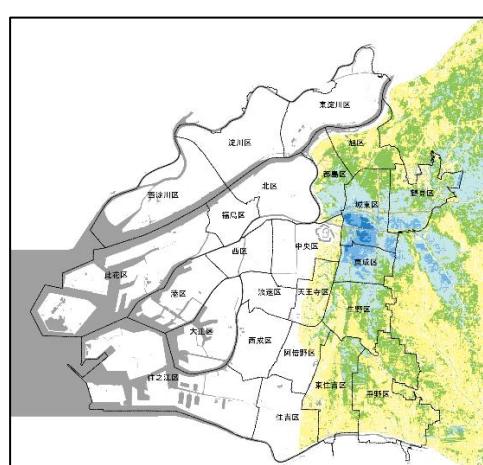
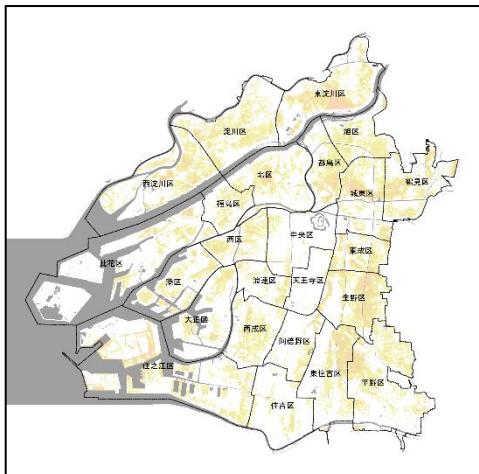
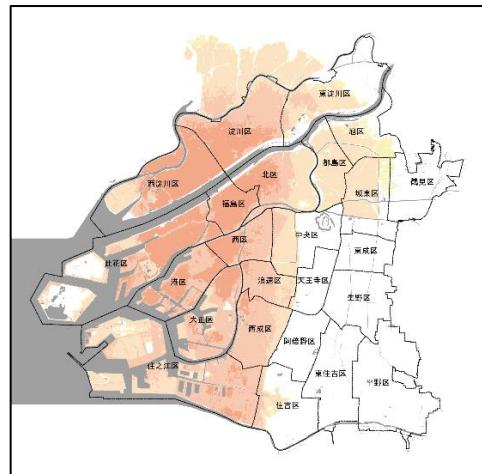


図 寝屋川・第二寝屋川・平野川
平野川分水路・古川が氾濫した場合



浸水の深さ
0.1~0.3m未満
0.3~0.5m未満
0.5~1.0m未満
1.0~3.0m未満
3.0~5.0m未満

図 内水氾濫した場合



浸水の深さ
0.5m未満
0.5~3.0m未満
3.0~5.0m未満
5.0m以上

図 高潮が発生した場合

表 水害で想定している条件等

| 河川名等 | 想定している雨の条件 (河川氾濫は、下記の降雨条件で仮に破堤 (堤防が決壊)した場合を想定) | | 公表年月等 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|--|
| 淀川 | 24時間総雨量 360mm | 想定最大規模降雨 (発生確率 1/1,000 年程度) | 平成 29 年 6 月 (国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所) |
| 大和川 | 12時間総雨量 316mm | | 平成 28 年 5 月 (国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所) |
| 東除川・西除川 | 24時間総雨量 904.1mm 1時間最大雨量 102.5mm | 想定最大規模降雨 (発生確率 1/1,000 年以上) | 令和元年 11 月 (大阪府富田林土木事務所) |
| 石川 | 24時間総雨量 724mm 1時間最大雨量 195.5mm | | 令和 3 年 1 月 (大阪府富田林土木事務所) |
| 神崎川 | 24時間総雨量 737mm 1時間最大雨量 81.1mm | | 令和 2 年 1 月 (大阪府富田林土木事務所) |
| 天竺川 | 24時間総雨量 1,150mm 1時間最大雨量 142.6mm | | 令和 2 年 1 月 (大阪府池田土木事務所) |
| 高川 | 24時間総雨量 1,150mm 1時間最大雨量 145.4mm | | 令和 2 年 1 月 (大阪府池田土木事務所) (大阪府茨木土木事務所) |
| 安威川 | 24時間総雨量 776mm 1時間最大雨量 189mm | | 令和 2 年 3 月 (大阪府茨木土木事務所) |
| 寝屋川 第二寝屋川 平野川 平野川分水路 古川 | 24時間総雨量 683mm 1時間最大雨量 138.1mm | | 平成 31 年 3 月 (大阪府寝屋川水系改修工営所) |
| 内水氾濫 | 24時間総雨量 549mm 1時間最大雨量 147mm | 想定最大規模降雨 (発生確率 1/1,000 年程度) | 令和 3 年 3 月 (大阪市建設局下水道部調整課) |
| 高潮 | 中心気圧 910hPa(室戸台風級)、最大旋回風速半径 75km(伊勢湾台風級)、移動速度 73km/h、経路は室戸台風を想定 | | 令和 2 年 8 月 (大阪港湾局危機管理担当) |

4. 過去の災害履歴

(1) 震災

| 西暦 | 和暦 | M | 発生地／地震名 | 津波 | 地震に関する記述 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|--------------|--|
| 1605年 2月3日 | 慶長9年 12月16日 | 7.9 | 『慶長地震』 | 大津波 | 死者 5,028 名。津波は犬吠埼から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。推定波高 10m 以上。 |
| 1662年 6月16日 | 寛文2年 5月1日 | 7.2 ～ 7.6 | 山城・大和・ 河内・和泉・摂津等 | | 死者 830 名。大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。 |
| 1707年 10月28日 | 宝永4年 10月4日 | 8.4 | 中部・近畿・四国 ・中国・九州『宝永地震』 | 大津波 | 死者 26,151 名。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲ったほか、瀬戸内海にも入った。 |
| 1854年 7月9日 | 安政1年 6月15日 | 7.3 | 伊賀・伊勢・大和 および隣国 | | 死者 1,500 名。木津川断層の活動であろう。 |
| 1854年 12月24日 | 安政1年 11月5日 | 8.4 | 近畿中部南部・四国 『安政南海地震』 | 大津波 | 死者 8,236 名。1854年12月23日の安政東海地震の被害と区別困難。大阪湾北部で推定波高約 2.5m、木津川・安治川を逆流、停泊中の船多数破損、橋々を壊し、死者 700 余(諸説あり)。 |
| 1927年 3月7日 | 昭和2年 3月7日 | 7.3 | 京都府北西部 『北丹後地震』 | 50 cm 以下 | 死者 2,925 名。被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。 |
| 1936年 2月21日 | 昭和11年 2月21日 | 6.4 | 大阪・奈良 『河内・大和地震』 | | 死者 9 名、家屋全半壊 148 棟。 |
| 1946年 12月21日 | 昭和21年 12月21日 | 8.0 | 南海道沖 『南海地震』 | 10～20m 程度 | 死者 1,330 名、全壊 23,487 棟。被害は中部以西の日本各地にわたる。津波が静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。 |
| 1995年 1月17日 | 平成7年 1月17日 | 7.3 | 『平成7年兵庫県南部地震』 『阪神・淡路大震災』 | | 【大阪市の被害】 死者 18 名、重傷 4 名、軽傷 353 名、全壊 194 棟(248 世帯)、半壊 2,148 棟(3,120 世帯)、一部破損 17,089 棟(21,654 世帯)、火災 16 件(20 棟、51 世帯、負傷 8 名) |
| 2018年 6月18日 | 平成30年 6月18日 | 6.1 | 大阪府北部 『大阪府北部を震源とする地震』 | | 【大阪市の被害】 人的被害：死者 2 名、重傷 2 名、軽傷 66 名 住家被害：全壊 0 棟、半壊 11 棟、※一部損壊 1,108 棟、※火災 3 件 ※住家の被害認定のうち被害認定調査結果をふまえ、被災証明書を交付した数とする。 |

(理科年表、各種記録資料等より)

(2) 風水害（大阪府下）

| | 気象状況 | | | | 被害状況 | | | | | | | |
|------------------------------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|-----------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| | | | | | 人的被害 | | | 家屋被害 | | | | |
| | 最低気圧 (hPa) | 最大風速 (m/s) | 最大瞬間風速 (m/s) | 雨量 (mm) | 死者 (人) | 行方不明 (人) | 負傷者 (人) | 全壊 (世帯) | 半壊 (世帯) | 流失 (世帯) | 床上浸水 (世帯) | 床下浸水 (世帯) |
| 昭48.15(暴風雨) | 987.9 | 14.5 | | 28.4 | | | | | | | 約 2,000 | |
| 昭7.7.1~2,7~9 (大雨) | | | | 166.9 | | | | | | | 約 23,000 | |
| 昭8.9.4~5 (強風・高潮) | 986.1 | | | | | | | | | | 約 27,000 | |
| 昭 9.9.21 (室戸台風: 暴雨風雨・高潮) | 954.1 | 42 | 60 | 19.5 | 949 | 41 | 3,966 | 2,782 | 6,181 | 462 | 124,124 | 24,357 |
| 昭 10.8.11 (風雨) | 995.3 | 42 | | 182.7 | | | | | | | 約 30,000 | |
| 昭 10.8.28~29 (風雨) | 985 | 13.8 | 21.6 | 74.4 | | | | | | | (1,304) | (12,994) |
| 昭 10.8.31~92(大雨) | | | | | | | | | | | 約 35,000 | |
| 昭 15.7.9~10(雷雨) | | | | 141.7 | | | | | | | 1,929 | 92,518 |
| 昭 19.9.17 (風雨) | 986 | 18.6 | 21.8 | 53.3 | | | | | | | (8,591) | (7,266) |
| 昭 20.9.18 (枕崎台風:風雨) | 981.1 | 19 | 22.5 | 2.8 | | | | | | | 44,994 | 10,490 |
| 昭 25.9.3 (ジェーン台風: 暴風雨・高潮) | 970 | 28.1 | 44.7 | 64.7 | 211 | | 18,573 | 5,120 | 40,557 | 731 | 41,035 | 26,899 |
| 昭 27.7.10 (大雨) | | | | 388.7 | (41) | | (454) | (187) | | | (192,238) | |
| 昭 28.9.25 (台風 13 号:暴風雨) | 977.4 | 22 | 28.9 | 176.1 | 1 | | 8 | 42 | 852 | 34 | 7,087 | 91,136 |
| 昭 32.6.27 (台風5号:風雨・高潮) | 998.5 | 14.4 | 22.8 | 293 | | | | 4 | 2 | | 37,870 | 86,536 |
| 昭 36.9.16 (第2室戸台風: 暴風雨・高潮) | 937 | 33.3 | 50.6 | 44.2 | 6 | | 637 | 297 | 1,429 | 31 | 51,491 | 54,027 |
| 昭 39.9.25 (台風 20 号:風雨・高潮) | 987.4 | 19 | 31.7 | 41.4 | | | (17) | (104) | (15) | | (10,563) | |
| 昭 40.9.13~16 (台風24号及び前線: 大雨) | 978.6 | 14.7 | 29.5 | 250.5 | (3) | (1) | (16) | (13) | (34) | (1) | (12,445) | |
| 昭 47.7.12 (大雨) | | | | 300 | | | | | | | 1,060 | 7,199 |
| 昭 47.9.16 (台風 20 号:暴風雨) | 971.5 | 23.2 | 30.8 | 117.5 | | 1 | | | | | 3,772 | 13,537 |
| 昭 50.7.4(大雨) | | | | | | | | | | | 668 | 7,053 |
| 昭 54.6.9(大雨) | | | | 497 | | | | | | | 699 | 6,047 |
| 昭 54.9.30 (台風 16 号:風雨) | 972.2 | 17.6 | 33.2 | 142 | | | | | | | 4,378 | 20,766 |
| 昭 57.8.1~3 (台風 10 号:風雨) | 985.2 | 13.4 | 24.7 | 122 | | | | | | | 5,294 | 24,572 |
| 平 11.8.11(大雨) | | | | | | | | | | | 209 | 2,534 |
| 平 11.9.17(大雨) | | | | | | | | | | | 115 | 4,662 |
| 平 23.8.27(大雨) | | | | 77.5 (mm/h) | | | | | | | 96 | 1,692 |
| 平 24.8.13~14 (大雨) | | | | 83.0 (mm/h) | | | | | | | 87 | 728 |
| 平 24.8.18(大雨) | | | | 94.0 (mm/h) | | | | | | | 22 | 767 |
| 平 25.8.25(大雨) | | | | 67.5 (mm/h) | | | | | | | 39 | 1,057 |

| | 気象状況 | | | | 被害状況 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|
| | | | | | 人的被害 | | | 家屋被害 | | | | |
| | 最低気圧(hPa) | 最大風速(m/s) | 最大瞬間風速(m/s) | 雨量(mm) | 死者(人) | 行方不明(人) | 負傷者(人) | 全壊(世帯) | 半壊(世帯) | 流失(世帯) | 床上浸水(世帯) | 床下浸水(世帯) |
| 平 29.10.22～23(台風21号:風雨) | 945.0 | 12.4 | 24.0 | 204.5 | 1 | | 3 | | | | | |
| 平 30.9.4(台風21号:暴風雨・高潮) | 953.8 | 27.3 | 47.4 | 41 | 3 | | 178 | 3 | | | | |

注: () 内は大阪府内の被害を示す。

(各種記録資料等より)

第3章 脆弱性の分析・評価

1. 評価の枠組み及び手順

1-1. 事前に備えるべき目標の設定 STEP1

- 国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」を事前に備えるべき目標とする。

[基本目標]

いかなる自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする

[事前に備えるべき目標]

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

1-2. リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)及び強靭化施策分野の設定 STEP2

- 国・府で示されたリスクシナリオ・施策分野を参考に、設定した目標の達成に向け、基礎自治体としての役割や大阪市の地域特性を勘案し、次の36のリスクシナリオ、8の施策分野を設定した。

◆リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）◆

| 事前に備えるべき目標 | | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|---|-----|---|--|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | |
| | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | |
| | 1-3 | 大規模津波等による多数の死者の発生 | |
| | 1-4 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | |
| | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止 | |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 | |
| | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | |
| | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足 | |
| | 2-6 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | |
| | 2-7 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 市役所（区役所）機能の機能不全 | |
| | 3-2 | 行政機関（市役所・区役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | |
| | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要なものに伝達できない事態 | |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下 | |
| | 5-2 | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | |
| | 5-3 | コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | |
| | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 | |
| | 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 | |
| | 5-6 | 食料等の安定供給の停滞 | |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 | |
| | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | |
| | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | |
| | 6-5 | 異常渇水等により用水の供給の途絶 | |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | |
| | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | |
| | 7-3 | 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺 | |
| | 7-4 | 防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害、大規模地下空間への浸水被害の発生 | |
| | 7-5 | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 | |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する | 8-1 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-2 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-3 | 鉄道・道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-4 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |

◆施策分野◆

| 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 |
|---------|-------|---------|-------|
| 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

2. 脆弱性の分析・評価 STEP3

- ・前項で定めた「事前に備えるべき目標」「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」「施策分野」ごとに関連する施策を整理し、事態の回復に向けた対応力について、分析・評価を行った。
- ・評価に当たっては、施策の進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握することに努め、定性的な評価とあわせて現状の取組み状況を把握し、参考指標とする。
- ・なお、進捗状況や達成度については、各区局室の運営方針等との整合を図るものとしている。
- ・本計画の取組みのうち、地域防災 AP の取組みの評価については地域防災 AP で進捗管理を行う。

2-1. 脆弱性の評価結果

- 「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、必要と考えられる施策について明らかにする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1

都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

- 災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属の分掌事務を遂行するため、所属長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る必要がある。
- 災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。
- 災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。
- 防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができるとともに、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があると考えられる実践的な防災訓練が必要である。

② 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- 多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動(出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等)ができる体制を整備する必要がある。
- 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく必要がある。
- 「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う必要がある。

避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い、LGBT 等多様な視点に配慮する必要がある。また、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める必要がある。

③ 「避難行動要支援者」支援の充実

- 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般に

について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める必要がある。

- ・ 避難行動要支援者対策については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、効果的な取組みの推進を図る必要がある。
- ・ 効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。

④ 避難施設の確保及び防災空間の整備

- ・ 災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る必要がある。
- ・ 地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所として、避難場所の整備を図る必要がある。
- ・ 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が、一時的に避難生活を行う場所として、避難所の整備を図る必要がある。
- ・ 災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等を図るべく、それらの活動に資する公園、緑地、道路、河川等の整備に努める必要がある。
- ・ 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める必要がある。

⑤ 市設建築物の耐震化の推進

- ・ 「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3 改定)に位置づけられている市設建築物のうち耐震基準を満たしていないものについては、施設の役割や用途等を踏まえ、計画的に建替や耐震改修を進める必要がある。
- ・ 施設の役割や用途等に応じて、吊り天井等の非構造部材の落下対策に取り組む必要がある。

⑥ 災害時の外国人への情報提供等

- ・ 災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターの運営にかかる業務体制の整備を行う必要がある。また、マスメディアの協力や電子機器を活用し、多言語での情報提供に努める必要がある。
- ・ 災害発生時から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることから、宿泊施設の一時利用について、宿泊施設との調整を行う必要がある。

⑦ 市設建築物の応急対策

- ・ 公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があり、災害後、速やかに安全性の確認を行う必要がある。

⑧ 防災意識の啓発

- ・ 災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要である。
- ・ 大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想されるため、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する必要がある。

⑨ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

- ・ 阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約 68 万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和 56 年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る必要がある。
- ・ 病院等の不特定多数の人が利用する建築物及び、学校、福祉施設等の避難上配慮を要する人が利用する建築物のうち、大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物について、耐震化を促進する必要がある。
- ・ 鉄道は、公共交通機関として多数の人を輸送していることから、鉄道施設が地震により破壊した場合、人命に大きな被害が生じるほか、社会生活にも多大の支障をきたすこととなるため、鉄道施設の耐震性を向上させることが必要である。

⑩ 上水道施設被災時における消防用水の確保

- ・ 震災時における消防水利の確保を図るために、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、老朽化した防火水槽の補強をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める必要がある。

⑪ 密集住宅市街地等の防災性向上

- ・ 市域全体の防災性の向上を促進することを目的とし、幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成する必要がある。
- ・ 市内には、JR 大阪環状線外周部等の戦災による消失を免れた地域を中心に、防災性や住環境面で様々な課題がある密集住宅市街地が形成されていることから、市街地の不燃化と避難経路の確保を推進していく必要がある。
- ・ その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上に貢献する総合的な基盤整備を行う必要がある。

⑫ 防災空間の整備・拡大

- ・ 市域の農地は、農産物の供給だけではなく、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。延焼の遮断帯や避難空間等の防災空間としての機能の重要性を考慮し、農地の適正な保全に努めるとともに、防災空間としての利活用を図る必要がある。

⑬ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

- ・ 地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める必要がある。

⑭ 建築物の応急危険度判定体制の整備

- ・ 余震等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を行う必要がある。

⑮ 災害に強い良質なマンション整備

- ・ 災害により一時的にライフライン機能が不全となることを想定し、機能復旧までの間、マンション住民が最低限の生活を維持できるシステムの構築を図る必要がある。

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 市設建築物の耐震化の推進(評価結果は 1-1⑤ に記載)

② 市設建築物の応急対策(評価結果は 1-1⑦ に記載)

③ 地下空間対策の促進

- 本市及び事業者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波や河川氾濫等による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める必要がある。
- 迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、地下街等の地下空間管理者は、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める必要がある。
- 上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル(津波避難ビル等)と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する必要がある。
- 地上出入口部のマウンドアップや防水板等による浸水対策を進めるとともに、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める必要がある。
- 市と所有者等は連携し、接続ビル(津波避難ビル等)が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する必要がある。
- 大規模な災害発生に伴い、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、防火・防災に関する知識の普及、及び大阪府が進めている災害発生時の防災計画の指導を継続して行う必要がある。

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨に記載)

⑤ 消防活動体制の充実

- 地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

⑥ 建築物の応急危険度判定体制の整備(評価結果は 1-1⑭ に記載)

⑦ インフラ施設の老朽化対策

- 本市では、道路、橋梁、河川、下水道、公園など膨大な量のインフラ施設を保有しており、これらの多くは高度成長期に整備されたため、今後大規模改修や更新のピークを迎える。
- 本市が保有するインフラ施設の維持管理・更新費用は、今後増大する見込みであり、厳しい財政状況下で財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の安全確保・機能維持していく必要がある。

大規模津波等による多数の死者の発生

- ① 防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(評価結果は 1-1② に記載)
- ② 「避難行動要支援者」支援の充実(評価結果は 1-1③ に記載)
- ③ 避難施設の確保及び防災空間の整備(評価結果は 1-1④ に記載)
- ④ 地下空間対策の促進(評価結果は 1-2③ に記載)
- ⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達
 - ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域に居る市民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る必要がある。
- ⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化
 - ・ 淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する必要がある。
 - ・ 青年層・女性層の団員への参加促進、待遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る必要がある。
 - ・ 水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する必要がある。
- ⑦ 災害時の外国人への情報提供等(評価結果は 1-1⑥に記載)
- ⑧ 防災意識の啓発(評価結果は 1-1⑧ に記載)
- ⑨ 防潮堤の津波等浸水対策の推進
 - ・ 河川施設構造物は、洪水等による堤内地への浸水を防止するための治水施設であり、震災時においてもその基本機能が確保できるよう液状化や津波への配慮が必要である。
 - ・ 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた堤防耐震化の推進として、本市は、大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、実施計画を策定し、早急に取り組む必要がある。
 - ・ 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎよ施設がその機能を果たすことができるよう努める必要がある。
 - ・ 洪水による堤内地への浸水を防止するために、河川施設の計画的な改修・環境整備および維持管理を図る必要がある。

1-4

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ① 避難施設の確保及び防災空間の整備(評価結果は 1-1④ に記載)
- ② 地下空間対策の促進(評価結果は 1-2③ に記載)
- ③ 的確な避難勧告等の判断・伝達(評価結果は 1-3⑤ に記載)
- ④ 防災意識の啓発(評価結果は 1-1⑧ に記載)
- ⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
- ⑥ 市街地の浸水対策
 - ・ 洪水による堤内地への浸水を防止するために、河川施設の計画的な改修・環境整備および維持管理を図る必要がある。
 - ・ 集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えることを目的とし、これに必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する必要がある。
 - ・ 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。
- ⑦ 河川・港湾施設等の災害予防・応急対策
 - ・ 台風による越水に対して、堤防の高さの確保を行う等、埋立地において浸水対策の実施を行う必要がある。
- ⑧ 長期湛水の早期解消
 - ・ 長期湛水の早期解消を図るべく、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう、電気設備等の耐水機能の確保に努める必要がある。
 - ・ 防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める必要がある。
- ⑨ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

1-5

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(下記以外の評価結果は 1-1② に記載)
 - ・ 災害時にあっては、市民等や事業所による独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動により被害の軽減を図る必要がある。
 - ・ 「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む必要がある。
 - ・ 大規模災害時の減災には「自助」「共助」による地域防災活動が不可欠であり、日頃から、地域ぐるみで防災や減災の取り組みができるよう、地域住民が主体となった実践的な訓練を実施することが重要である。

② 「避難行動要支援者」支援の充実(評価結果は 1-1③ に記載)

③ 要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援

- ・ 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(避難確保計画)の作成支援を行う必要がある。
- ・ 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画に基づく訓練の実施について支援を行う必要がある。

④ 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

- ・ 災害時の広報活動体制について、平時より確認・整備に努める必要がある。
- ・ 市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わる必要がある。
- ・ 市外へ避難する市民が支援やサービスなどの情報を取得できるよう、広報を実施する必要がある。

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達(評価結果は 1-3⑤ に記載)

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化(評価結果は 1-3⑥ に記載)

⑦ 災害時の外国人への情報提供等(評価結果は 1-1⑥に記載)

⑧ 防災意識の啓発(下記以外の評価結果は 1-1⑧に記載)

- ・ 大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想されるため、市民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る必要がある。
- ・ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める必要がある。
- ・ 災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、家庭や事業所において、生活物資の備蓄を行う必要がある。
- ・ 道路・橋梁は、平常時には人や車の通行路、物資の輸送路、ライフライン施設・地下鉄などの公共公益施設の受入や緑化の空間など多様な役割を担っており、震災時には避難・救援活動を支える避難路や緊急交通路、火災の延焼を抑える防災空間などの役割を果たすため、道路管理者は、津波防災地域づくりの一環として津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による周知を行う必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 医薬品、医療用資機材の確保

- ・ 災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。
- ・ 災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想される。医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、医療機関及び医療救護班に必要な医薬品・医療資器材を迅速に確保することが必要である。

② 広域緊急交通路等の通行機能確保

- ・ 災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設において機能の充実を図る必要がある。
- ・ そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図る必要がある。
- ・ 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある

③ 水道施設の耐震化等の推進

- ・ 上水道は生活の基幹となる施設であることから、震災時においても、迅速かつ円滑な給水が可能な水道システムの構築をめざす必要がある。

④ 迅速な道路啓開の実施

- ・ 災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路を確保する必要がある。
- ・ 災害時、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図る必要がある。

⑤ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨ に記載)

⑥ 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

- ・ 災害後、生命維持の上から最低限必要な飲料水を最優先して確保する必要がある。
- ・ 長引く避難生活や都市機能の復旧に伴い、日増しに需要の高まる生活用水等の供給体制を確立するとともに、供給体制を補完する方策として、流通備蓄等からの調達を図る必要がある。
- ・ 災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定されるため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。
- ・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを留意し、広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う必要がある。
- ・ 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める必要がある。

- ⑦ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路等の通行機能確保(評価結果は 2-1② に記載)
- ② 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)
- ③ 消防活動体制の充実(評価結果は 1-2⑤ に記載)

2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備
- 本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるよう、受入れ体制の整備が必要である。
 - 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める必要がある。
- ② 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ(評価結果は 1-1① に記載)
- ③ 災害時医療体制の整備
- 災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。
 - 甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等により、体系的な整備に努める必要がある。
 - 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、保健医療調整本部の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する必要がある。
- ④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(評価結果は 1-1② に記載)
- ⑤ 広域緊急交通路等の通行機能確保(評価結果は 2-1② に記載)
- ⑥ 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)
- ⑦ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化(評価結果は 1-3⑥ に記載)
- ⑧ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨ に記載)
- ⑨ 防災空間の整備・拡大(評価結果は 1-1⑫ に記載)
- ⑩ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備(評価結果は 1-1⑬ に記載)

⑪ 消防活動体制の充実(評価結果は 1-2⑤ に記載)

2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 「避難行動要支援者」支援の充実(評価結果は 1-1③ に記載)

② 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

③ 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)

2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の確立

- ・ 大阪市域において、大規模災害が発生し、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがあり、また、道路上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれがあることから、一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止が、帰宅困難者対策の中でもたいへん重要であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

2-6

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医薬品、医療用資機材の確保(評価結果は 2-1① に記載)

② 広域緊急交通路等の通行機能確保(評価結果は 2-1② に記載)

③ 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨ に記載)

2-7

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 避難所の空調設備の整備

- ・ 必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、喚起、証明等の設備の整備に努める必要がある。

② 市街地の浸水対策(評価結果は 1-4⑥ に記載)

③ 災害時における下水道機能の確保

- ・ 下水道施設は、震災などにより下水道の機能が停止した場合、市民生活に大きな影響

を与えるため、地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能として、流化機能、排水機能を確保するとともに、緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や耐水化を図る必要がある。

④ 被災地域の食品衛生監視活動の実施

- ・ 災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する必要がある。

⑤ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

- ・ 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する必要がある。

⑥ 遺体対策の体制整備

- ・ 遺体の仮収容(安置)所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬を円滑に実施する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

市役所(区役所)機能の機能不全

- ① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備(下記以外の評価結果は2-3①に記載)
- ・ 大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて体制整備に努める必要がある。
 - ・ 業務(事業)継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う必要がある。
 - ・ 被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う必要がある。
 - ・ 災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠である。
 - ・ 大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化が必要である。
 - ・ 本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるようにする必要がある。
 - ・ 災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める必要がある。
- ② 災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の強化
- ・ 災害対策本部と各部、各区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、総合防災情報システムを整備し、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める必要がある。
- ③ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ(評価結果は1-1①に記載)
- ④ 災害時の市民等への広報体制の整備・充実(評価結果は1-5④に記載)
- ⑤ 市設建築物の耐震化の推進(評価結果は1-1⑤に記載)
- ⑥ 災害時の外国人への情報提供等(評価結果は1-1⑥に記載)
- ⑦ 各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用
- ・ 本市職員は自ら、災害応急対策活動の実行上の主体として、平素から本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う必要がある。
 - ・ 「区及び部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する必要がある。

⑧ 復興計画策定マニュアルの作成

- ・ 復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく必要がある。
- ・ 復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める必要がある。

3-2

行政機関(市役所・区役所除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ(評価結果は 1-1① に記載)

② 市設建築物の耐震化の推進(評価結果は 1-1⑤ に記載)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実(評価結果は 1-5④に記載)

② 的確な避難勧告等の判断・伝達(評価結果は 1-3⑤に記載)

4-2

テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要なものに伝達できない事態

① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実(評価結果は 1-5④に記載)

② 災害時の外国人への情報提供等(評価結果は 1-1⑥に記載)

③ 在住外国人への防災意識啓発活動の推進

- ・ 居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める必要がある。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る必要がある。
- ・ 地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動ができるように、防災知識の普及・啓発に努める必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1

サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

- ① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)
- ② 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化(評価結果は 1-3⑥ に記載)
- ③ 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
- ④ 国際海上コンテナ輸送機能の維持
 - ・ 大規模地震発生時に備え、国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁を整備する必要がある。
- ⑤ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備
 - ・ 東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものではなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなった。
 - ・ 施設の供用期間内に発生する確率が極めて低い大地震に対して、土木施設を絶対に崩壊させないようにすることは極めて難しい。
- ⑥ 鉄道ネットワークの充実
 - ・ 都心と広域拠点(関西国際空港を含む)や国土軸へのアクセス性の向上や代替性の確保からも、鉄道ネットワークの充実を図ることが必要である。
- ⑦ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実
 - ・ 大規模自然災害により我が国の経済社会を支える東西大動脈が分断、機能停止する可能性を前提に、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。
 - ・ リニア中央新幹線は、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支えるとともに、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、東京～大阪間の早期全線開業に向けた早期整備が必要である。
 - ・ 北陸新幹線は、沿線地域の飛躍的な発展を図り、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、敦賀以西の早期整備が必要である。

5-2

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

② 自立・分散型エネルギーの導入促進

- 事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう、努める必要がある。
- 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 市街地整備の推進施策には具体的に整備事業を実施するもの(市街地再開発事業、土地区画整理事業)と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの(地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域)がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていくものとする。

5-3

コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(評価結果は 1-1② に記載)

5-4

海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

② 国際海上コンテナ輸送機能の維持(評価結果は 5-1④ に記載)

5-5

太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

② 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備(評価結果は 5-1⑤ に記載)

③ 鉄道ネットワークの充実(評価結果は 5-1⑥ に記載)

④ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実(評価結果は 5-1⑦ に記載)

5-6

食料等の安定供給の停滞

- ① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

6-2

上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道施設の耐震化等の推進(評価結果は 2-1③ に記載)
② 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保(評価結果は 2-1⑥ に記載)
③ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 市街地の浸水対策(評価結果は 1-4⑥ に記載)
② 災害時における下水道機能の確保(評価結果は 2-7③ に記載)
③ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路等の通行機能確保(評価結果は 2-1② に記載)
② 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)
③ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化(評価結果は 1-3⑥ に記載)
④ 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
⑤ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨ に記載)
⑥ 市街地の浸水対策(評価結果は 1-4⑥ に記載)
⑦ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

6-5

異常漏水等により用水の供給の途絶

① 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保(評価結果は 2-1⑥ に記載)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1

市街地での大規模火災の発生

- ① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(評価結果は 1-1② に記載)
- ② 密集住宅市街地等の防災性向上(評価結果は 1-1⑪ に記載)
- ③ 消防活動体制の充実(評価結果は 1-2⑤ に記載)

7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
- ② 河川・港湾施設等の災害予防・応急対策(評価結果は 1-4⑦ に記載)
- ③ 消防活動体制の充実(評価結果は 1-2⑤ に記載)

7-3

沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)
- ② 民間住宅・建築物等の耐震化の促進(評価結果は 1-1⑨ に記載)

7-4

防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生、大規模地下空間への浸水被害の発生

- ① 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
- ② 災害時における下水道機能の確保(評価結果は 2-7③ に記載)
- ③ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

7-5

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- ① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実(評価結果は 1-5④ に記載)
- ② 災害時の外国人への情報提供等(評価結果は 1-1⑥ に記載)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施(評価結果は 2-1④ に記載)

8-2

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 被災者の巡回健康相談等の実施

- ・ 災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。
- ・ 災害時避難所の状況を調査し、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し、派遣する必要がある。
- ・ 保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行い、診療や精神面での専門相談を要する場合などは、被災者が適切な支援を受けられるように調整する必要がある。
- ・ 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、救護所の運営を図る必要がある。
- ・ 効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要であることから、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う必要がある。

- ② 福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

- ・ 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等(主として要配慮者)が、一時的に避難生活を行う場所として、福祉避難所の整備を図る必要がある。
- ・ 福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、府と連携し必要な人員を確保する必要がある。

- ③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(評価結果は 1-1② に記載)

- ④ 避難施設の確保及び防災空間の整備(評価結果は 1-1④ に記載)

- ⑤ 災害ボランティアの充実と連携強化

- ・ ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っており、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。
- ・ 災害時には市内外から様々なボランティアが活動に参加することが考えられるが、これらのボランティアの受け入れや需給調整のコーディネートを十分に行い、ボランティアを効果的に活用する必要がある。

⑥ 生活再建、事業再開のための措置

- ・ 居室、炊事場、便所等に障害物が運びこまれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者を対象とし、障害物の除去を実施する必要がある。
- ・ 市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品の受領、保管及び配分を行う必要がある。
- ・ 各区社会福祉協議会は、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する必要がある。
- ・ 災害が発生した場合において、条例の定めるところにより「市税の減免」「申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納期限の延長」「徴収の猶予」「市税関係証明書の発行等手数料の減免」を必要とすると認める者に対し適用する必要がある。
- ・ 災害時に被災・罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るとともに、被災・罹災証明書の交付を区役所等で迅速に行うためのシステムを導入し、必要な業務の実施体制の確保に努める必要がある。

⑦ 愛護動物の救護

- ・ 災害時に、関係機関・団体と相互に連携し、被災地域における愛護動物の保護・受入、避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導、動物による人等への危害防止の応急対策を実施する必要がある。

⑧ 被災者の要望対応に向けた体制の整備

- ・ 災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動搖、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させるために実施する必要がある。

⑨ 被災者の住宅確保に向けた体制の整備

- ・ 災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅の活用や応急仮設住宅（建設型仮設住宅・借上型仮設住宅）の供与を行うことにより、被災者の居住の安定を図る必要がある。
- ・ 事前準備として、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する必要がある。

⑩ 復興計画策定マニュアルの作成（評価結果は 3-1⑧ に記載）

8-3

鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

② 住宅関連情報の提供体制の整備

- ・ 災害における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る必要がある。

- ③ 復興計画策定マニュアルの作成(評価結果は 3-1⑧ に記載)
- ④ 災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進
 - ・ 被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる地図情報の整備を推進する必要がある。
- ⑤ インフラ施設の老朽化対策(評価結果は 1-2⑦ に記載)

8-4

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化(評価結果は 1-3⑥ に記載)
- ② 防潮堤の津波等浸水対策の推進(評価結果は 1-3⑨ に記載)
- ③ 災害時における下水道機能の確保(評価結果は 2-7③ に記載)
- ④ 長期湛水の早期解消(評価結果は 1-4⑧ に記載)

第4章 対応方策の検討・重点化

1. 対応方策の検討 STEP4

- 脆弱性の分析・評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するためには必要な施策を抽出し、「事前に備えるべき目標」及び「施策分野」ごとに整理し、以下に示す。

[事前に備えるべき目標]

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

[施策分野]

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 国土保全・利用
- (4) 交通・物流
- (5) 保健医療・福祉
- (6) 産業
- (7) 環境
- (8) 情報通信

1－1. 事前に備えるべき目標

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策について、取組内容と目標及びその取組期間及び担当を明確にし、関連計画、国の支援策、施策分野の整理を行う。
- 本計画は、平成27年9月に策定した地域防災APを柱としていることから、目標の期間を地域防災APと同様（計画期間：平成27年～令和6年度）としている。

（事前に備えるべき目標）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（起きてはならない最悪の事態）

1－1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（必要な施策）

① 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

| | | | | | | | | |
|---------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none">所属長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。市職員は、災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努め、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none">防災関係機関との連携訓練等の実施災害対策本部要員等への研修を実施災害応急マニュアルの整備や見直し等の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和2～6年度 | <ul style="list-style-type: none">職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施 [全所属]防災関係機関との連携した訓練の実施 [全所属]（防災関係機関との連携がない所属を除く） | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号3 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

注1) 「現状」の欄に記載している数値は（実績値/目標値）を表しており、全取組期間（令和2～6年度）の目標値に対する令和2年度末時点の累積値となる。

② 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | |
|------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動（出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等）ができる体制を整備する。 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。 「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う。 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保に努めるとともに、避難所の運営における男女共同参画を推進し、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い、セクシャルマイノリティ等の多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるよう支援を行う。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダー研修・訓練等の実施 地域防災リーダーへの防災装備の配備・保険加入を推進 防災用資機材・備蓄物資等を配備 避難所開設・運営訓練等の実施 各種防災訓練等の実施 女性参画に向けた啓発等の実施 地域における避難所運営マニュアルの作成や改訂等の実施 訓練実施による避難所運営マニュアルの検証 | | | | | | | |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダーを育成するための研修等の実施 [全区][消防局] 地域防災における男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 [全区][市民局][危機管理室] 防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直し [全区][危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号9 | 国の支援策 | 一 | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

③ 「避難行動要支援者」支援の充実

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める。 ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、効果的な取組みの推進を図る。 ・ 自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援計画の作成地域数(156 地域/333 地域:平成 29 年度末) ・ 避難行動要支援者地域名簿作成数(333 地域/333 地域:平成 29 年度末) ・ 関係マニュアルの見直し | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全地域における避難行動要支援者名簿が存在する状況の実現 [危機管理室][全区](実施済み区を除く) ・ 避難行動要支援者への避難支援体制の整備 [危機管理室][福祉局] ・ 自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進 [全区] [危機管理室] ・ 避難行動要支援者に対する情報発信体制整備 [危機管理室][全区][福祉局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 10 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | ○ | | | |

④ 避難施設の確保及び防災空間の整備

| | | | | | | | | |
|--------------|--|-------|----------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設(避難場所、避難所、避難路)の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。 災害種別毎に検証の上、地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所を避難場所として指定する。 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所を避難所として指定する。 災害応急対策活動の円滑な実施に必要となる避難場所や避難路の確保、避難路沿道の不燃化等を図るべく、公園、緑地、道路、河川等の整備に努める。 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな津波避難施設の確保に向けた取組みを実施 全避難場所、全災害時避難所における安全性の検証と再整理による指定 避難場所となる都市公園の整備実施(14箇所/15箇所:平成29年度末) 避難路を担う都市計画道路の整備実施(77%/100%) 鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の整備(67%/89%) 都市防災不燃化促進事業による耐火建築物等の建設に対する補助等の実施 橋梁の耐震対策の実施(1橋/1橋)、歩道橋の耐震対策の実施(2橋/3橋) 共同溝の整備実施(85%/87%)、電線共同溝の整備実施(2%/100%) 大阪港港湾計画の改訂に向けた案の作成 応急復旧活動用地である緑地の整備(17.9ha(供用面積)/30.4ha(計画面積)) | | | | | | | |
| 目標 令和26年度 | <ul style="list-style-type: none"> 地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設(津波避難ビル、水害時避難ビル)の確保又は充実 [該当区※のみ] 避難場所となる都市公園の整備・拡充 [建設局] 避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施 [建設局] 避難路における橋梁及び歩道橋の耐震対策の実施 [建設局] 避難路における電線共同溝の整備 [建設局] <p>※天王寺区、阿倍野区を除く22区</p> | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号12 | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑤ 市設建築物の耐震化の推進

| | | | | | | | | | |
|------|----------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|--------------------------------|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市耐震改修促進計画」に位置づけられる市設建築物のうち、耐震基準を満たしていないものについて、計画的に建替えや耐震改修を進める。 震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、大阪市地域防災計画に位置づけられた、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を進める。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 耐震化施設数（26棟/38棟） 災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を完了（令和元年度目標達成） | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 （ 6 年 度 ） | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3 改定)に基づき、市設建築物の耐震対策(特定天井脱落対策等を含む)の実施 [該当所属のみ](実施済み所属を除く) | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 15 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| ○ | | ○ | | | | | | | |

⑥ 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害多言語支援センターの運営にかかる業務の整備を行う。 ・ 来阪外国人旅行者に対する災害情報等の多言語での提供。 ・ 来阪外国人旅行者が、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用ができるよう宿泊施設の受け入れ態勢の整備の促進。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル区(浪速区)における防災訓練の実施を通じた「多言語支援センター運営マニュアル」の検証 ・ 多言語に対応した多機能型の観光案内板の設置に向けた関係機関との調整に着手(5基) ・ 宿泊施設に対し、災害時の旅行者受け入れ等についての協定の締結の働きかけを実施し、令和2年度末時点で7つの宿泊施設と協定を締結済み | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所と連携し、多言語支援センター運営マニュアルを実践的に検証しながら実効性を高めていくこと[経済戦略局] ・ 多機能型の観光案内板(デジタルサイネージ)等の多言語に対応した様々な情報発信ツールを活用し、外国人旅行者が災害時に必要な情報を入手できる機会を増やすこと[経済戦略局] ・ 来阪外国人旅行者が、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設が利用できるよう、宿泊施設との協力関係を構築すること[経済戦略局][危機管理室] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 26 | | | | 国の支援策 | — | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

⑦ 市設建築物の応急対策

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況を、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。 ・ 各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。 | | | | | | |
| 現状 | | — | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ごとの安全確認カルテの作成・更新 [該当所属] ・ 建物の安全確認に関する訓練の実施 [該当所属] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 21 | | | | 国の支援策 | — | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

※該当所属：常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設を所管する所属

⑧ 防災意識の啓発

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等による防災情報の発信等 市ホームページ掲載情報の点検・情報更新等の実施 ハザードマップ更新に伴う市ホームページの更新 液状化予測図のホームページ、広報物等への掲載による周知 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施 [全区][危機管理室] 必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善 [全区][危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 28 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

⑨ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|--------------------------------|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、耐震性が不十分である民間住宅の耐震化を促進する。 また、不特定多数の人が利用する大規模な建築物など耐震診断が義務付けられている建築物について、耐震化を促進する。 鉄道利用者の安全確保や災害発生時における緊急応急活動の機能を確保するため、民間鉄道事業者が行う高架橋等の耐震対策を促進する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者への南海トラフ震災対策事業費補助の実施 民間建築物の所有者に向けた耐震化の必要性や補助事業等の普及啓発、民間住宅の耐震診断・耐震改修等の補助事業の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3 改定)に基づき、民間住宅等の耐震化を促進 [都市整備局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 31 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

⑩ 上水道施設被災時における消防用水の確保

| | | | | | | | | |
|------|-------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 下水処理場で高度処理された水を消防用水として再利用する。 震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備に向けた調整を実施 設置後 50 年以上が経過した戦前・戦時中設置の防火水槽の強度調査 (12 基/12 基:平成 29 年度末) 経年防火水槽の補強工事の実施(41 基/41 基:平成 29 年度末) | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 戦前・戦時中設置の防火水槽に対し、必要な措置を実施 [消防局] 下水処理場における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備 [建設局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 34 | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | ○ | ○ | | | | | |

⑪ 密集住宅市街地等の防災性向上

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------------------------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成する。 「重点対策地区(約 640ha)」において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区(約 3,800ha)」において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。 その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 優先地区の防災骨格となる都市計画道路の整備実施 (80%/80% 防災骨格路線追加前) 優先地区における避難場所となる都市公園の整備(平成 27 年度目標達成) 密集住宅市街地対策の取組を推進 <ol style="list-style-type: none"> 老朽住宅の除却 狭あい道路等の民間建物の後退部分の整備 制度説明会等の開催 三国東土地区画整理事業の西三国木川線南側の本整備(平成 28 年度目標達成) | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、優先地区の防災骨格の形成に資する都市計画道路を整備し、R12 年度を目指とした防災骨格形成率 83%以上の確保、推進 [建設局] 優先地区における避難場所となる都市公園の整備 [建設局] 「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、重点対策地区内にある 10 箇所の防災街区の全てにおいて、不燃領域率 40%以上かつ地区内閉塞度レベル 2 達成(R12 年度)に向け、区と連携した密集市街地対策の実施 [都市整備局] 三国東地区及び淡路駅周辺地区土地区画整理事業の推進 [都市整備局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 37 | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 (住宅市街地総合整備事業) | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | | |

⑫ 防災空間の整備・拡大

| | | | | | | | | | |
|------|---|----------------------------|---------|-------|---------|----|----|------|--|
| 取組 | ・ 延焼の遮断帯や避難空間等の防災空間としての機能の重要性を考慮し、農地の適正な保全並びに活用を行う。 | | | | | | | | |
| 現状 | ・ 防災協力農地制度の創設 ・ 農家への制度周知 | | | | | | | | |
| 目標 | 令和2～6年度 | ・ 大阪市防災協力農地制度の創設・維持[経済戦略局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン番号 38 | | 国の支援策 | | — | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | |
| | | ○ | | | | | | | |

⑬ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

| | | | | | | | | | |
|------|--|-----------------------------------|---------|-------|---------|----|----|------|--|
| 取組 | ・ 地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の受入体制を確保するとともに、府内各本部との情報連絡体制の確立を図る。 | | | | | | | | |
| 現状 | ・ 「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」を作成(平成 28 年度目標達成) | | | | | | | | |
| 目標 | 令和2～6年度 | ・ 「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の確認・改善 [消防局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 40 | | 国の支援策 | | — | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | |
| | ○ | | | | | | | | |

⑭ 建築物の応急危険度判定体制の整備

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等の二次被害を防ぐため、被災建築物の応急危険度判定活動が円滑に実施できるよう、必要な体制の整備を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定活動に関する研修会等の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 震災時における応急危険度判定活動における体制の確認・改善 [都市整備局][都市計画局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 49 | | 国の支援策 | — | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑮ 災害に強い良質なマンション整備

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを「防災力強化マンション」として認定し、防災性の向上と災害に強い良質なマンションの整備を促進する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪市防災力強化マンション」認定実績 54 件(6,369 戸) ※平成 21 年度(制度創設時)から令和 2 年度まで | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 「防災力強化マンション」の整備を促進 [都市整備局] | | | | | | | |
| 関連計画 | — | | 国の支援策 | — | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 市設建築物の耐震化の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | ○ | | | | | | |

② 市設建築物の応急対策

| | | | | | | | | |
|-------|--------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

③ 地下空間対策の促進

| | | | | | | | | |
|------|---|--|---------|-------|----------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。 迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、地下街等の地下空間管理者は、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。 上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者に対し津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル(津波避難ビル等)と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施するよう要請を行う。また、出入口部や換気口における浸水対策等を促進する。 地下街・地下道・地下駅の所有者等と連携し、接続ビル(津波避難ビル等)が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。 地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、防火・防災に関する知識の普及、及び大阪府が進めている災害発生時の防災計画の指導を行う。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 地下街・地下道・地下駅等の管理者における避難確保計画の作成 (86箇所/93箇所:平成29年度末) 助成により地下街管理者が実施する耐震化、天井部の改修等防災対策のための計画策定(平成27年度目標達成) 「大阪市地下空間浸水対策協議会」の取組みを通じて各管理者による連携した浸水対策の取組みを促進(平成28年度目標達成) 大規模地下空間の浸水対策に対する助成実施(地下街・接続ビル管理者等が実施する止水板設置等に対する補助)(平成28年度目標達成) 私鉄地下駅の出入口部や換気口における浸水対策等の促進に向けた事業費補助 地下駐車場および地下式自転車駐車場における防災マニュアルの作成および訓練等の実施 地下空間浸水対策協議会メンバーとの合同訓練の実施 地下道等の定期点検の実施および計画的な補修等の実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画に基づき地下道等の定期点検及び計画的な補修等の実施[建設局] | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号22 | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

※該当区(西淀川区)

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | ○ | | | |

⑤ 消防活動体制の充実

| | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|-------|---------------------|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害発生時には、多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要であることから、訓練、研修をはじめ、車両、資器材等の整備など消防活動体制の充実強化に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 浸水対策用資器材の全消防署への配備(平成 27 年度目標達成) 関係機関と連携した訓練等の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 （ 6 年 度） | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協力体制強化に向けた連携訓練の実施 [消防局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 41 | | | | | 国の支援策 | 緊急消防援助隊 設備整備費補助金 | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑥ 建築物の応急危険度判定体制の整備

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑭に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑦ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|-----------|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> サービス水準を確保しつつ、施設の長寿命化を基本として、戦略的な維持管理により維持管理費の平準化、LCC の最小化を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 本市が所管するインフラ施設の総合的かつ計画的な維持管理を進める上での基本的な方針を定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定（R3.2 一部改訂） 基本方針及び施設毎に策定された個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪市公共施設マネジメント基本方針及び施設毎に策定された個別施設計画に基づき、長寿命化を基本とした維持管理を実施 [建設局][大阪港湾局][水道局] メンテナンスサイクルの構築・推進による維持管理手法の充実 [建設局][大阪港湾局][水道局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市公共施設マネジメント基本方針 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金他 | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 「避難行動要支援者」支援の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

③ 避難施設の確保及び防災空間の整備

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

④ 地下空間対策の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|-------|---------|-------|---------|------|----|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域に居る市民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 河川の避難勧告等の発令基準の変更と避難勧告等実施要領の改訂 新しい浸水想定区域図の公表に伴う、避難勧告・避難指示の対象区域の見直し 関係機関との情報交換の実施 防災行政無線同報系音声電話自動応答システムの導入 防災情報メールや防災行政無線(同報系)による情報伝達訓練の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確認するなど、避難勧告等の発令基準や対象区域の確認・改善 [危機管理室] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 23 | 国の支援策 | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策分野 | <table border="1"> <tr> <td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | ○ | | | | | | | | | |
| 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | | | | | | | | | | | | |
| ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| | | | | | | | | | |
|------|---------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 水防事務組合が実施する活動(防災訓練・防潮扉閉鎖訓練等)への参加及び協力 水防団員の募集活動の実施(HP等を活用した広報活動など) | | | | | | | |
| 目標 | 令和2～6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 水防事務組合の高齢化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力 〔建設局〕〔該当区のみ〕 水防活動の拠点となる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協力体制の確認・改善〔建設局〕 水防事務組合が実施する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加 〔建設局〕〔該当区のみ〕 | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 24 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | | |

⑦ 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

⑧ 防災意識の啓発

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑧に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

⑨ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | | |
|------|---------|---|-------|---------|-------|-----------------------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害(津波による浸水等)を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。 大阪府と連携し、府が設定した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防潮施設の耐震・液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について、早急に取り組む。 防潮施設等の維持管理・老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備及び維持管理を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の耐震・液状化対策工事 河川堤防の南海トラフ巨大地震対策(82%:令和2年度末時点) 防潮堤の南海トラフ巨大地震対策(45%:令和2年度末時点) 城北川改修事業の暫定完成に向けた河川改修整備率(100%) | | | | | | | |
| 目標 | 令和2~6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外における百数十年に1度の規模の津波(L1)により浸水する箇所など、中期的に対策すべき堤防等の耐震・液状化対策の実施(令和5年度まで) [大阪港湾局][建設局] 福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業(国直轄河川事業)」を推進 [建設局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 30 | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 事業間連携河川事業 | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | | |

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 避難施設の確保及び防災空間の整備

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 地下空間対策の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

③ 的確な避難勧告等の判断・伝達

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

④ 防災意識の啓発

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑧に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

⑥ 市街地の浸水対策

| | | | | | | | | | |
|------|-------------------------|--|-------|----------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備及び維持管理を図る。 集中豪雨等の大気による浸水被害を最小限に抑えるために必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する。 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 抜本的な浸水対策として下水道幹線の建設、ポンプ施設の新增設等の実施 城北川改修事業の暫定完成に向けた河川改修整備(100%) | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> R6年度までに雨水排水施設能力を 87%とするため、抜本的な浸水対策として下水道幹線・ポンプ施設の整備[建設局] H23～25 の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進[建設局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 32 | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | | |

⑦ 河川・港湾施設等の災害予防・応急対策

| | | | | | | | | | |
|------|-------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 高潮・波浪その他海水等による被害から港湾地帯及びその背後市街地を防護するための浸水対策工事を実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 埋立地における浸水対策工事の実施(工事実施延長:0.6 km/12.6 km[令和9年度完了予定]) | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 埋立地(咲洲・舞洲・夢洲)において、過去最大規模の台風の高潮・高波により浸水する箇所の浸水対策の実施 [大阪港湾局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 33 | 国の支援策 | — | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | | |

⑧ 長期湛水の早期解消

| | | | | | | | | |
|------|-------------------------|--|---------|----------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。 防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水に備え破堤箇所の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 抽水所における建築物の耐水化の実施（平成 28 年度目標達成） 下水処理場 1 棟の耐水化の実施（平成 27 年度目標達成） 防潮堤からの溢水による長期湛水について、国、府などの関係機関との連携による早急な復旧策、対応手順の検討実施 | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の破損箇所からの溢水による長期湛水に関する復旧策、対応手順の確認・改善 [建設局] | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 39 | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

⑨ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|------|---------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 1-2⑦に記載 | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(下記以外は1-1②に記載)

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 市民等、事業所が「自らの命は自ら守り、自らの地域は自らで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難訓練等を中心に実践的な防災訓練の実施を促進・支援する。 発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。 地域によって異なる災害特性や被害想定に関する情報提供を行うなど、地域特性に応じた訓練を進めるための支援を行う。 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等による防災情報の普及啓発の実施 地域における避難所開設訓練等の実施 避難所開設訓練・防災学習会等への自主防災組織力向上アドバイザー等の派遣による啓発実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダーを育成するための研修等の実施 [全区][消防局] 地域防災における男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 [全区][市民局][危機管理室] 防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直し [全区][危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 9 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | ○ | | | |

② 「避難行動要支援者」支援の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

③ 要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(避難確保計画)の作成支援を行う。 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画に基づく訓練の実施について支援を行う。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の策定に対する支援 要配慮者利用施設への洪水予報等のメール配信(平成 27 年度より実施) | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> すべての対象施設による計画書の作成と本市への提出 [危機管理室] すべての対象施設が実効性のある防災研修等と訓練を行い、地区の訓練や防災計画等にも参画する状況の実現 [危機管理室] | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 11 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

④ 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の広報体制について、平時より迅速に広報活動が実施できるよう確認・整備に努める。 市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるよう、ホームページや SNS 等のインターネットをはじめ様々な方法で情報提供を行う。 市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページや SNS 等による広報を実施する。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 広報活動体制について確認 各種報道機関等との連携体制について確認 ホームページ・SNS による情報発信研修・訓練を実施 防災行政無線設備同報系子局設置(121箇所/121箇所)(平成 28 年度目標達成) デジタル化に関する基本設計等の実施 | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実 [政策企画室][危機管理室][ICT戦略室] 平時からの各種報道機関等との連携体制の確認・改善 [政策企画室] 新たなデジタル同報無線設備の整備 [危機管理室] 市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるように努める [政策企画室] | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 13 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | | | | ○ |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑦ 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

⑧ 防災意識の啓発(下記以外は 1-1⑧に記載)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|-------|-----------------------|-------|---------|----|-------|------|--|------|------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|---|--|--|--|--|--|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 市民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。 「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努め、防災教育環境の充実に努める。 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者がいると予想されることから、家庭や事業所において、最低限必要な3日間できれば一週間以上の食料・水等の生活物資の備蓄を行うよう啓発していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 各種広報誌、ホームページ、防災イベント等による防災意識の普及啓発の実施 防災講演会、出前講座等の実施 市民防災マニュアルやホームページ等の啓発内容の点検・充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 防災イベントや防災訓練(避難訓練等)、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施 [全区][危機管理室] 必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善 [全区][危機管理室] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 28</td><td>国の支援策</td><td colspan="2">—</td></tr> <tr> <td rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr> <tr> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> | 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 28 | | | | 国の支援策 | — | | 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | ○ | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 28 | | | | 国の支援策 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 医薬品、医療用資機材の確保

| | | | | | | | | |
|------|-------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体との協力体制について確認 | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療用資器材の確保に関する協力体制の確認・改善 [健康局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 5 | | | 国の支援策 | | — | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | | ○ | | |

② 広域緊急交通路等の通行機能確保

| | | | | | | | | |
|----|-------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急交通路及び避難路に架かる橋梁等の地震動、津波、液状化の影響に対する安全性の確認(11 施設/11 施設:平成 29 年度末) 緊急交通路を担う都市計画道路整備実施(63%/100%) 橋梁の耐震対策の実施(2 橋/3 橋[建設局]、9 橋/11 橋[大阪港湾局]) 共同溝の整備実施(85%/87%)、電線共同溝の整備実施(2%/100%) 抽水所における建築物の耐水化の実施 (平成 28 年度目標達成) 下水処理場 1 棟の耐水化の実施(平成 27 年度目標達成) | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路を担う都市計画道路の整備 [建設局] 緊急交通路における橋梁の耐震対策 [建設局] [大阪港湾局] 緊急交通路における共同溝・電線共同溝の整備 [建設局] | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------|-------|---------|-------|---------|----------|----|------|
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 16 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | ○ | | | | |

③ 水道施設の耐震化等の推進

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 取・浄・配水場の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施する。 想定地震に対しても取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、施設運転用の自家発電設備の整備など送電停止対策を行う。また、電力使用制限・計画停電が実施される際にも、水道施設は対象から除外されるよう国等へ働きかける。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 庭窪浄水場1系取送水施設耐震化工事の実施(平成29年度目標達成) 豊野浄水場浄水施設耐震化工事(沈殿池)の実施 経年管更新による管路の耐震化(29%:平成29年度末) 真田山加圧ポンプ場自家発電設備設置工事の実施 浄水場への自家発電設備の設置工事の実施 国へ電力使用制限の除外等に対する特段の配慮について要望を実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ~ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 豊野浄水場の耐震化 [水道局] 鋳鉄管の解消 [水道局] 国のガイドラインで定める重要給水施設に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化を進め、特に、広域避難場所(34箇所)及び災害医療機関(95箇所)に至る管路については最優先で実施(~H39年度) [水道局] 浄水場への自家発電設備の整備 [水道局] 災害時における安定した電力の確保 [水道局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 17 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

④ 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者及び港湾管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、府、市本部及び府警察等に報告する体制の整備に努める。 道路管理者及び港湾管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う体制の整備に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施による道路啓開体制等の確認・改善 [建設局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 18 | | | 国の支援策 | — | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | | |

⑤ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | | |

⑥ 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

| | | | | | | | | | |
|------|---|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の復旧については、応急給水体系や応急給水目標と整合した復旧優先順位を考慮し、段階的な復旧目標期間を設定し復旧に努める。 発災直後から生命維持に最低限必要な水を確保し、日増しに需要の高まる生活用水の供給体制を確立するため、飲料用耐震性貯水槽の整備や応急給水用資器材及び応急復旧用資機材の備蓄を行うとともに、災害時において他都市や民間団体等の応援協力が得られるよう応援の枠組みを確保する。 水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図る。 | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の応急復旧用資機材等の調達に係る協定の締結 下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備実施 | | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 早期復旧に関する体制の確認・改善 [水道局] 飲料水・生活用水等の供給体制の確認・改善 [水道局] 住之江処理場における下水道高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備 [建設局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 35 | | | | 国の支援策 | — | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | ○ | | |

⑦ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|----|----|------|--|------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|---|---|--|--|--|---|--|--|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策分野 | <table border="1"> <tr> <td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> | | | | | | | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 広域緊急交通路等の通行機能確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

② 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

③ 消防活動体制の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------|---------|----------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における外部機関の受入体制の構築に努める。 備蓄倉庫や避難所、輸送基地などの防災活動拠点における「受援」を考慮した運用体制を構築する。 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 受援計画の策定に向けた関係機関との調整実施 大阪港港湾計画の改訂案の作成 応急復旧活動用地である緑地の整備(17.9ha(供用面積)/30.4ha(計画面積)) | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続体制並びに復旧体制の整備 [全所属] 受援体制の整備 [危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 1 | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1①に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

③ 災害時医療体制の整備

| | | | | | | | | | |
|------|-------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備に努める。 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、保健医療調整本部の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 関係団体等との協力体制について確認 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における医療に関する協力体制の確認・改善 [全区][健康局] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 4 | | | | 国の支援策 | | — | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | ○ | | | |

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 1-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑤ 広域緊急交通路等の通行機能確保

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 2-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑥ 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑦ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| 取組内容等 | 1-3⑥に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑧ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| 取組内容等 | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

⑨ 防災空間の整備・拡大

| 取組内容等 | 1-1⑫に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

⑩ 緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備

| 取組内容等 | 1-1⑬に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑪ 消防活動体制の充実

| 取組内容等 | 1-2⑤に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 「避難行動要支援者」支援の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

② 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

③ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の確立

| | | | | | | | | |
|------|---------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策における一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に重点的に取り組む体制を整え、支援していく。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策協議会の設立(5箇所/5箇所:平成28年度目標達成) ・ 主要ターミナル毎の対応マニュアル等の作成 (5箇所/5箇所:平成28年度目標達成) ・ ターミナル駅周辺事業者等の帰宅困難者対策の意識啓発活動の実施 | | | | | | |
| 目標 | 令和2～6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等における帰宅困難者対策の計画の作成や訓練の実施等による事業者間・関係機関等の連携体制の確立 [危機管理室][該当区] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号25 | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | ○ | | | ○ | | | |

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医薬品、医療用資機材の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1①に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

② 広域緊急交通路等の通行機能確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | ○ | | | | |

③ 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 避難所の空調設備の整備

| | | | | | | | | | |
|------|---------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調設備の整備を行う。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所となっている中学校施設に空調設備を設置(24校/69校:令和2年度末) | | | | | | | |
| 目標 | 令和2年6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 避難生活の環境を良好に保つための、空調設備の整備 [危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号8 | | | 国の支援策 | - | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ | |

② 市街地の浸水対策

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | | 1-4⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | | |

③ 災害時における下水道機能の確保

| | | | | | | | | |
|------|---------|--|-------|---------|-------|---------|----------|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や施設の耐水化を図る。 ・ し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 ・ 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管路施設の耐震化を実施(189km/400km) ・ 自家発電設備の整備(7箇所/8箇所:平成29年度末) ・ 抽水所における建築物の耐水化の実施(平成28年度目標達成) ・ 下水処理場1棟の耐水化の実施(平成27年度目標達成) ・ 老朽管渠の改築更新計画の策定(平成27年度目標達成) | | | | | | |
| 目標 | 令和2~6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設管理計画に合わせて、耐震化を含む老朽管渠の改築更新を実施 [建設局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号36 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | ○ | ○ | | | | ○ | |

④ 被災地域の食品衛生監視活動の実施

| | | | | | | | | |
|------|---------|--|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉関係施設等の従事者を対象とした衛生講習会を開催 | | | | | | |
| 目標 | 令和2~6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、避難所等で食事の提供を行うことが想定される社会福祉施設等の施設管理者や調理実務者に対する、食品の衛生的な取扱いについての指導 [健康局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号42 | | | | 国の支援策 | — | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | | ○ | | |

⑤ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症予防にかかるマニュアルの点検・整備の実施 感染症予防に関する知識のホームページへの掲載、冊子の作成 防護具の着脱や消毒、疫学調査等の訓練・研修の実施 薬資材の在庫点検・補充の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症等の予防に関するマニュアル類の確認・改善 [健康局] 感染症等の予防に関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施 [健康局] 必要な薬資材備蓄状況の確認・改善 [健康局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 43 | | 国の支援策 | | — | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

⑥ 遺体対策の体制整備

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 遺体の仮収容(安置)所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬について、体制の整備に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 遺体の仮収容(安置)所の確保に向けた関係機関等協議の実施 葬祭関係団体の協力による体制整備を検討 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 遺体対策マニュアルの確認・改善 [危機管理室] 遺体の仮収容(安置)所の確保 [全区](実施済み区を除く) 関係機関等との協力・連携体制の確認・改善 [全区][環境局][危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 45 | | 国の支援策 | | — | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所(区役所)機能の機能不全

① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備

| | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----------|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続を図るとともに、BCP(業務継続計画)の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用するとともに、必要に応じてその検証を行う。 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 市業務継続計画の策定(職員収集予測及び所属業務詳細一覧等の作成) 市庁 BCP(業務継続計画)の検証にかかる訓練手法の検討 オフィス家具の耐震対策の実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 業務継続体制並びに復旧体制の整備 [全所属] 受援体制の整備 [危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号1 | | | | 国の支援策 | 防災・安全交付金 | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | | |

② 災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の強化

| | | | | | | | | | |
|------|---------------------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 市本部と各部・区本部とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、整理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、総合防災情報システムの整備を行う。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報システムの再構築に向けた、システム設計を実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報システムの再構築 [危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号2 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | | ○ |

③ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1①に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

④ 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-5④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

⑤ 市設建築物の耐震化の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑥ 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

⑦ 各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。 「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集職員等への徹底と毎年の見直しを実施する。 「部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 災害応急マニュアルを活用した運用訓練・研修の実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し [全所属] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 29 | | 国の支援策 | — | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | ○ | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|

⑧ 復興計画策定マニュアルの作成

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 復興のため、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく体制の整備を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画の検討体制の整理に向けた検討を実施 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画の策定に向けたマニュアルの作成 [危機管理室] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 50 | | | 国の支援策 | — | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

3-2 行政機関(市役所・区役所除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1①に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 市設建築物の耐震化の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-5④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

② 的確な避難勧告等の判断・伝達

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-5④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

② 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

③ 在住外国人への防災意識啓発活動の推進

| | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行う。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。 地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動ができるよう、防災知識の普及・啓発に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 在住外国人向けの防災訓練の実施 広報紙やホームページによる防災知識の周知 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 平時における在住外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施の検討 [全区] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 27 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

② 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

③ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

④ 国際海上コンテナ輸送機能の維持(大阪港湾局)

| | | | | | | | | |
|------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | ・ 国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を夢洲地区において推進する。 | | | | | | | |
| 現状 | ・ 夢洲 C12 の耐震強化岸壁延伸整備(水深-16m、延長 250m) 岸壁の供用 ・ 夢洲 C12 の荷捌地耐震化(地盤改良)を一部実施 | | | | | | | |
| 目標 | ・ 夢洲地区における、国際コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備の推進[大阪港湾局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 19 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

⑤ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備

(建設局、都市計画局)

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶことのないよう、高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備を推進し、リダンダーシーの向上を図る。 ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体の防災性が向上していくことを基本とする。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 淀川左岸線(2期)事業のトンネル本体工事を推進 淀川左岸線延伸部の事業主体と連携し、国・府などの関係機関との調整を実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> 淀川左岸線(2期)事業の推進 淀川左岸線延伸部事業の推進 | | | | | | | |
| 関連計画 | | — | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | | |

⑥ 鉄道ネットワークの充実(都市計画局)

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 都心と広域拠点(関西国際空港を含む)や国土軸へのアクセス性の向上や都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> なにわ筋線の整備促進のため、整備主体である関西高速鉄道(株)への出資、補助を実施するとともに、関係者間の協議の円滑な進捗に向けた調整を実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> なにわ筋線の整備のため、事業認可を取得し用地買収及び工事に着手 | | | | | | | |
| 関連計画 | | — | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | | |

⑦ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実(都市計画局)

| | | | | | | | | | |
|------|-------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線は、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、官民一体の協議会等を通じ、東京—大阪間の早期全線開業を国等へ働きかける。 ・ 北陸新幹線は、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、官民一体の協議会等を通じ、新大阪駅までの早期全線整備に向け国へ働きかける。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線については、大阪への一日でも早い着工・全線開業が不可欠であり、さらに早期着工・開業につながる検討・調整を行うよう、国に働きかけている。 ・ 北陸新幹線については、新大阪駅までの早期全線整備に向け、国において必要な財源を確保するよう、国に働きかけている。 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線については、早期全線開業の実現 ・ 北陸新幹線については、国において必要な財源を確保 | | | | | | | |
| 関連計画 | | — | | | 国の支援策 | — | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | | |

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

② 自立・分散型エネルギーの導入促進(環境局、都市計画局)

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> エネルギー需要密度の高い市内中心部において、コーチェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、蓄電池等の自立・分散型電源の導入とエネルギー融通によるエネルギーの面的利用を促進し、災害時業務継続地区（BCD）を構築する。 業務だけでなく、住宅等も含めた今後の都市開発に展開できるエネルギーインフラ整備のモデルを構築する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時のエネルギー需要量の総量の推計やエネルギー面的利用における建物規模別の事業採算性等の検討、エネルギー面的利用の導入効果の簡易試算ツールの作成 地域団体との連携によるプラットフォームの構築 | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 既成市街地及び今後の都市開発における自立・分散型エネルギーの導入及びエネルギー面的利用の事例形成 | | | | | | | |
| 関連計画 | おおさかスマートエネルギー・プラン | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

② 國際海上コンテナ輸送機能の維持

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 5-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

① 迅速な道路啓開の実施

| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

② 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備

| 取組内容等 | 5-1⑤に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

③ 鉄道ネットワークの充実

| 取組内容等 | 5-1⑥に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

④ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実

| 取組内容等 | 5-1⑦に記載 | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

5－6 食糧等の安定供給の停滞

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化等の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

② 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

③ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | ○ | | | ○ | | |

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 市街地の浸水対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-4⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | ○ | |

② 災害時における下水道機能の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-7③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | ○ | | | | | ○ | |

③ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路等の通行機能確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | ○ | | | | | |

② 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

③ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

④ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

⑤ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

⑥ 市街地の浸水対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-4⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

⑦ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

① 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 密集住宅市街地等の防災性向上

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑪に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

③ 消防活動体制の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

② 河川・港湾施設等の災害予防・応急対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-4⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

③ 消防活動体制の充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑤に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

② 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

7-4 防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害、大規模地下空間への浸水被害の発生

① 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

② 災害時における下水道機能の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-7③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

③ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

① 災害時の市民等への広報体制の整備・充実

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-5④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

② 災害時の外国人への情報提供等

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | | | ○ |

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | ○ | | | | |

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 被災者の巡回健康相談等の実施

| | | | | | | | | |
|------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、救護所の運営を図る。 ・ 区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。 ・ 保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル内容について確認 ・ 関係団体等との協力体制について確認 | | | | | | | |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の栄養士活動マニュアル」の確認・改善 [健康局] ・ 被災者の巡回健康相談等に関する協力体制の確認・改善 [全区] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 6 | 国の支援策 | — | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | ○ | | | |

② 福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|--|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、必要な人員や備品等を確保する体制の整備を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所等指定協定締結数(320 施設/約 350 施設:平成 29 年度末) ・ 全福祉避難所における安全性の検証と再整理による指定 ・ 福祉避難所へ福祉用具・機材等の提供等の実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設等との協定締結等による福祉避難所の確保又は充実 [全区] ・ 福祉避難所開設運営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者の支援体制の整備 [危機管理室][福祉局][健康局][全区] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 7 | | 国の支援策 | | — | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | | |

③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1②に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

④ 避難施設の確保及び防災空間の整備

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

⑤ 災害ボランティアの充実と連携強化

| | | | | | | | | | |
|------|----------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。 幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を展開するために整備される活動拠点の整備に努める。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 区社会福祉協議会と連携したボランティア活動環境の整備 災害ボランティアの登録に向けた取り組みの実施 災害ボランティアセンター開設・運用訓練等の実施 「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定及び要綱」の改訂 「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」の改訂に向けた社会福祉協議会との協議・調整 | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 （ 6 年 度 ） | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの活動環境の整備 [全区] 社会福祉協議会など関係団体との協力体制の確認・改善 <p style="text-align: right;">[危機管理室][市民局]</p> | | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 14 | | | 国の支援策 | — | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | | | | ○ | | | |

⑥ 生活再建、事業再開のための措置

| | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における住居障害物の除去にかかる体制の整備に努める。 災害時における義援金品の受領、保管及び配分体制の整備に努める。 自然災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復に努める。 災害時において、条例の定めるところにより「市税の減免」「申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納期限の延長」「徴収の猶予」「市税関係証明書の発行等手数料の減免」における体制の整備に努める。 災害時における被災・罹災証明の発行体制の確保に努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> がれきや障害物等の除去に係る体制整備 義援金品の受領、保管及び配分体制の整備、被災証明の発行体制の確認・強化に向けた研修等の実施 | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年 度 | <ul style="list-style-type: none"> がれきや障害物等の除去に係る体制の確認・改善 [危機管理室] 資金の救援、貸付、市税の減免など、応急金融支援体制の確認・改善 [危機管理室][財政局][経済戦略局][福祉局][こども青少年局][教育委員会事務局] 義援金の受領、保管及び配分体制の確認・改善 [危機管理室][市民局][会計室][全区] 義援品の受領、保管及び配分体制の確認・改善 [危機管理室][市民局] 被災・罹災証明の発行体制の確認・改善 [全区][危機管理室][消防局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 20 | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| ○ | | | | | | | ○ | |

⑦ 愛護動物の救護

| | | | | | | | | |
|------|---------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と相互に連携し、 <ul style="list-style-type: none"> (1)被災地域における愛護動物の保護・受入 (2)避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 (3)動物による人等への危害防止の応急対策 を実施するよう体制の整備に努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体及び近隣自治体との保護体制の確立に向けた協議等を実施 ・ ホームページによる飼養者への適正飼養等に関する注意事項の啓発等実施 ・ 危険動物等事故発生時対応マニュアルの改訂に向けた検討 ・ 避難所運営マニュアルへの反映 | | | | | | |
| 目標 | 令和2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における愛護動物の保護体制の確認・改善 [健康局] ・ 避難所等における愛護動物の適正飼養等に関する注意事項の啓発 [健康局] ・ 動物による人等への危害防止体制の確認・改善 [健康局] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 44 | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | | | | | ○ | | |

⑧ 被災者の要望対応に向けた体制の整備

| | | | | | | | | |
|------|---------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|---------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時において甚大な被害が生じた場合、被災者に社会不安が生じるおそれがあるため、生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる体制の整備に努める。 | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門相談所の設置体制や臨時相談所の設置場所の検討に向けた関係機関との調整 | | | | | | |
| 目標 | 令和2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 [経済戦略局][市民局][都市計画局][環境局][都市整備局][建設局][大阪港湾局][危機管理室] ・ 被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 [全区][市民局][危機管理室] | | | | | | |
| 関連計画 | | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 46 | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 情報通信 |
| | | ○ | | | | | | |

⑨ 被災者の住宅確保に向けた体制の整備

| | | | | | | | | | |
|------|-----------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、市営住宅の活用や応急仮設住宅の建設、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度を活用した応急仮設住宅の借上げによる被災者の住宅確保に必要な体制の整備を図る。 公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。 | | | | | | | |
| 現状 | | <ul style="list-style-type: none"> 建設型仮設住宅の提供に関する体制の確認 借上型仮設住宅の提供に関する関連機関との連携体制の確認 用地の選定・確保に向けた体制整備の検討 未利用地データの更新作業の実施 | | | | | | | |
| 目標 | 令和2～6年度 | <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の提供に関する体制の確認・改善 〔都市整備局〕〔危機管理室〕 応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備 〔契約管財局〕 | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 48 | | | 国の支援策 | — | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | | ○ | | | | |

⑩ 復興計画策定マニュアルの作成

| | | | | | | | | | |
|-------|---------|------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 3-1⑧に記載 | | | | | | | | |
| 施策分野 | | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | | |

8-3 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-1④に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

② 住宅関連情報の提供体制の整備

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を被災者用の住宅として迅速にあっせんできるよう、必要な体制の整備を図る。 | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認 市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認 災害時の相談窓口対応用 FAQ の作成(平成 28 年度目標達成) | | | | | | | |
| 目標 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認・改善 [都市整備局] 市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認・改善 [都市整備局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 47 | | | | 国の支援策 | — | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

③ 復興計画策定マニュアルの作成

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 3-1⑧に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |

④ 災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進

| | | | | | | | | | |
|------|--|--|---------|-------|---------|----|----|------|--|
| 取組 | <ul style="list-style-type: none"> 被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、道路やライフルインの復旧、まちの復興の基礎となる地図情報の整備を推進する。 | | | | | | | | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 臨海部の調査測量を実施した区域面積 (355ha/355ha: 平成 28 年度目標達成) 道路区域線調査測量の実施 (310ha/310ha: 平成 29 年度) 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備 (1ha/1ha: 平成 28 年度目標達成) | | | | | | | | |
| 目標 | 令和 2 ～ 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"> 道路区域線調査測量の推進(490ha) [建設局] 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備(10.0ha) [都市整備局] | | | | | | | |
| 関連計画 | 大阪市地域防災アクションプラン 番号 51 | | 国の支援策 | — | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 | |
| | | ○ | ○ | | | | | | |

⑤ インフラ施設の老朽化対策

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-2⑦に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑥に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | ○ | | | | | | | |

② 防潮堤の津波等浸水対策の推進

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-3⑨に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

③ 災害時における下水道機能の確保

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 2-7③に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

④ 長期湛水の早期解消

| | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|----|----|------|
| 取組内容等 | 1-4⑧に記載 | | | | | | | |
| 施策分野 | 行政機能 | 住宅・都市 | 国土保全・利用 | 交通・物流 | 保健医療・福祉 | 産業 | 環境 | 情報通信 |
| | | | ○ | | | | | |

1－2. 施策分野

- ・ 8の施策分野ごとに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な主な取組みを以下に示す。

(1) 行政機能

(業務継続体制及び災害復旧体制の整備)

- ・ BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用することで業務継続を図るとともに、必要に応じてその検証を行う。
- ・ BCPの実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

(市設建築物の耐震化の推進)

- ・ 「大阪市耐震改修促進計画」（R3.3改定）に位置づけられる市設建築物のうち、耐震基準を満たしていないものについて、計画的に建替えや耐震改修を進める。
- ・ 震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、大阪市地域防災計画に位置づけられた、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を進める。

(2) 住宅・都市

(地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援)

- ・ いかなる災害時においても被害の防止、軽減を図るため、市民等の自主的な活動（出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等）ができる体制を整備する。
- ・ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。

(避難施設の確保及び防災空間の整備)

- ・ 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。
- ・ 災害応急対策活動の円滑な実施に必要となる避難場所や避難路の確保、避難路沿道の不燃化等を図るべく、公園、緑地、道路、河川等の整備に努める。

(密集住宅市街地等の防災性向上)

- ・ 「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1,300ha）」を中心に、老朽木造住宅の建替えや狭い道路の拡幅等を促進するため、地域住民等と連携しながら各種取り組みを進めるなど、密集住宅市街地の防災性の向上を図る。
- ・ その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上を図る。

(3) 国土保全・利用

(ハザードマップ等の作成・啓発)

- ・ 災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について、日頃から地域住民等への普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する。

(防潮堤の津波等浸水対策の推進)

- ・ 大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防潮施設の耐震・液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について、早急に取り組む。
- ・ 防潮施設等の維持管理・老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。
- ・ 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。

(長期湛水の早期解消)

- ・ 防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。
- ・ 防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

(4) 交通・物流

(広域緊急交通路等の通行機能確保)

- ・ 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。

(食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化)

- ・ 災害直後は食品流通機能が麻痺することが想定されるため、被災者に対して速やかに食料の配給が可能なように、平時から備蓄による食料の確保を推進する。
- ・ 輸送及び被災者への備蓄物資供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、きめ細やかな分散備蓄体制を整備する。
- ・ 広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて自治体間での共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

(5) 保健医療・福祉

(災害時医療体制の整備)

- ・ 甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応できるよう、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等に努める。
- ・ 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、保健医療調整本部の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を行う。

(「避難行動要支援者」支援の充実)

- ・ 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める。
- ・ 自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。

(6) 産業

(中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援)

- ・ 事業者が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態にならないよう積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用できるよう、働きかける。

(7) 環境

(管理化学物質の災害予防対策)

- ・ 改正大阪府化学物質管理制度により一定規模以上の事業所に義務付けられた「大規模災害に備えたリスク低減対策についての計画書の提出」を着実に履行させていく。
- ・ また、化学物質管理の事例紹介に係るセミナーの開催などにより、事業者に対して環境リスク低減対策の検討・実施を働きかけ、管理化学物質による災害発生の未然防止についての意識の高揚を図る。

(災害廃棄物の適正処理)

- ・ 災害時の津波堆積物等の災害廃棄物を適正に処理し、被災地域周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。

(8)情報通信

(迅速・的確な情報連絡体制確保)

- ・ 災害対策本部と各部、各区本部等をネットワーク化し、災害時の初期初動体制に必要な情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう方法等の充実に努める。
- ・ 災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図っていく。

(災害時の市民等への広報体制の整備・充実)

- ・ 災害時の広報体制について、平時より迅速に広報活動が実施できるよう確認・整備に努める。
- ・ 市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるよう情報提供を行う。
- ・ 市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、広報を実施する。

2. 対応方策の重点化 STEP5

- ・ 地域防災A Pでは、取組期間を令和6年度までとしていることから、強靭化地域計画の取組期間も「地域防災A P」と整合を図り、取組期間を令和6年度までとし、進捗評価を行いながら取り組みを進めていくこととする。

第5章 計画推進の方策

1. P D C A サイクルによる推進

- ・ 地域計画に基づく対応方策を計画的・効果的に推進するために、対応方策の進捗状況を毎年度集約し目標達成度の評価を行い、P D C A サイクルを通じた見直し・改善を行っていく。

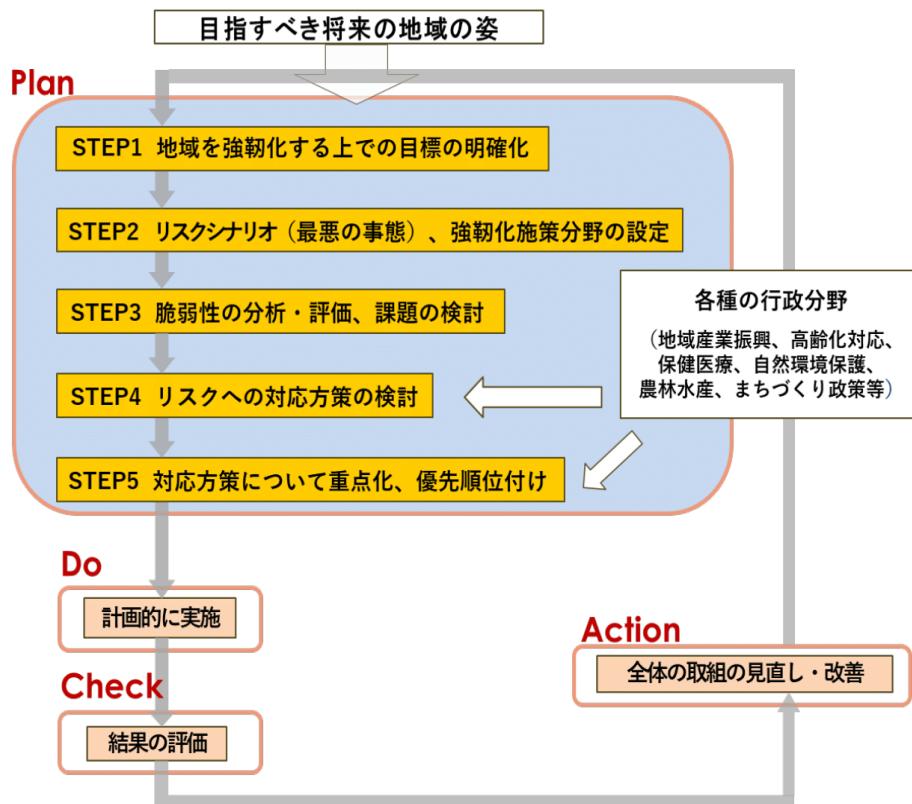


図 基本的な進め方

(国土強靭化地域計画策定ガイドライン（7版）（令和2年6月）より)

2. 推進体制

- ・ 本計画は、基本的な方針に示すように、地域防災A Pを柱として策定するものであるが、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図るとともに、大阪市強靭化地域計画策定チーム会議の推進体制等の見直しを図る。

<用語集>

か行

帰宅困難者 : P14~15、P23、P31、P34、P74

勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

共同備蓄 : P32、P122

自治体単独では備蓄が難しい物資やスケールメリットが見込まれる物資の備蓄方法。

緊急消防援助隊 : P27、P33、P58、P62、P82

被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度。

コージェネレーション : P98

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

さ行

災害多言語支援センター : P54

大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語で災害に係る情報を提供する機関。

サプライチェーン : P3、P22~23、P39~48、P95~96、P98、P103、P119

- ・原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体をいう。

た行

地区内閉塞度 : P57

被災場所から、細街路、6m以上の生活道路を通じて、避難路など周縁部まで避難できる確率を5段階で評価したもの。（レベル1または2であれば避難確率が97%以上であり、危険性は低い。）

津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル） : P28、P52、P61

市民等が津波・水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

道路啓開 : P23、P32～P34、P39～P42、P44～46、P77、P79、P81、P83、 P85、P95、P98、P100～101

被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

は行

ハザードマップ : P55、P71、P74、P122

洪水や津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地等が記載されている地図。本市では、水害ハザードマップ（H27.2）を作成している。

避難行動要支援者 : P25～26、P29、P31、P34、P45、P51、P64、P71、P74 P83、P123

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。

BCP（業務継続計画） : P36、P40、P89、P121、P123

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画。（BCP : Business Continuity Plan の略。）

不燃領域率 : P57

地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建築物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。

防災骨格形成率 : P57

「骨格路線の整備完了延長／骨格路線全延長」により算出。

* 骨格路線とは、防災骨格を形成する都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

や行

優先地区 : P57

老朽住宅の密集市街地の整備を進めるにあたり、特に優先的な取り組みが必要な地区。

要配慮者 : P30~31、P45、P71~72、P113

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

ら行

リダンダンシー : P96

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

流通備蓄 : P32

購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫で保管してもらう備蓄方法。